

## 本章のポイント

## 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成21年5月現在、衆議院9.2%、参議院18.2%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は、平成18年度で1.9%となお低水準。
- 国の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成20年では32.4%。女性の専門委員等の割合は15.1%。

## 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員の割合はおおむね増加し、特に特別区議会では24.9%と高い。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成20年では都道府県5.4%、政令指定都市8.2%、市区8.9%、町村8.5%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成20年では都道府県32.6%、政令指定都市30.7%、市区26.2%、町村22.6%。

## 第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加。裁判官15.4%、検察官12.2%、弁護士14.4%。
- 新聞、放送業界における女性の参画は徐々に進展している。
- 2008年の日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は108か国中58位。

## 第1節

## 国の政策・方針決定過程への女性の参画

## （国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について、その推移をみると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加し、21年5月現在、9.2%（44名）となっている。

また参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成21年5月現在では18.2%（44名）となっている。

## （立候補者、当選者に占める女性割合）

衆議院における立候補者及び当選者に占める女性割合についてみると、昭和61年以来、ともに着実に増加していたが、平成15年11月執行の総選挙では減少した。しかし、直近の17年9月実施の総選挙では立候補者に占める女性割合は若干増加し13.0%とな

り、当選者に占める女性割合は過去最高の9.0%となった。これは、一部の政党において、女性候補者を比例代表名簿上位に登載する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を行った結果などが影響していると考えられる（第1-1-1図）。

また参議院では、立候補者に占める女性割合は着実に増加していたが、直近の平成19年7月実施の通常選挙では24.1%となり、前回20.6%と大きく減少した数字が回復している。当選者に占める女性割合は近年減少傾向にあったが、19年7月執行の通常選挙では21.5%となり、前回の12.4%から大きく増加した（第1-1-2図）。

## （国家公務員採用者に占める女性割合）

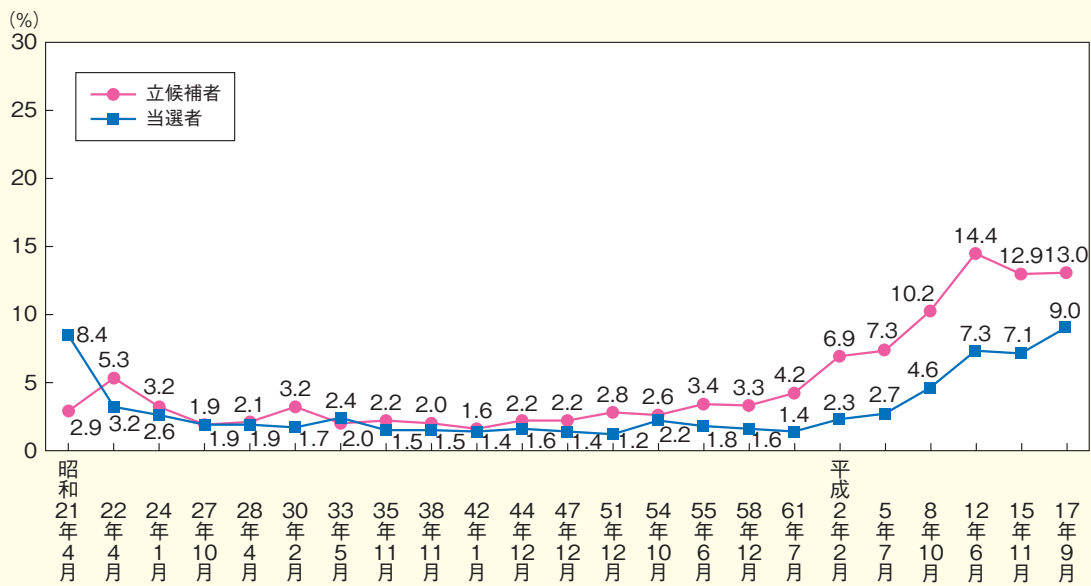
総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（平成20年）によると、国家公務員採用I種試験等（国家公務員採用I種試験、防衛省職員採用I種試験その他I種試験に準ずる試験をいう。）の事務系区分について、平成20年度の採用者に占める女性の割合は

24.2%となっており、19年度の25.1%に比べ0.9ポイント減少した。また、国家公務員採用I種試験等、II種試験等及びIII種試験等の採用者に占める女性割合は、III種、II種、I種の順で高くなっており、20年度は、全試験において、前年に比べ減少している（第1-1-3図）。

（上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合）

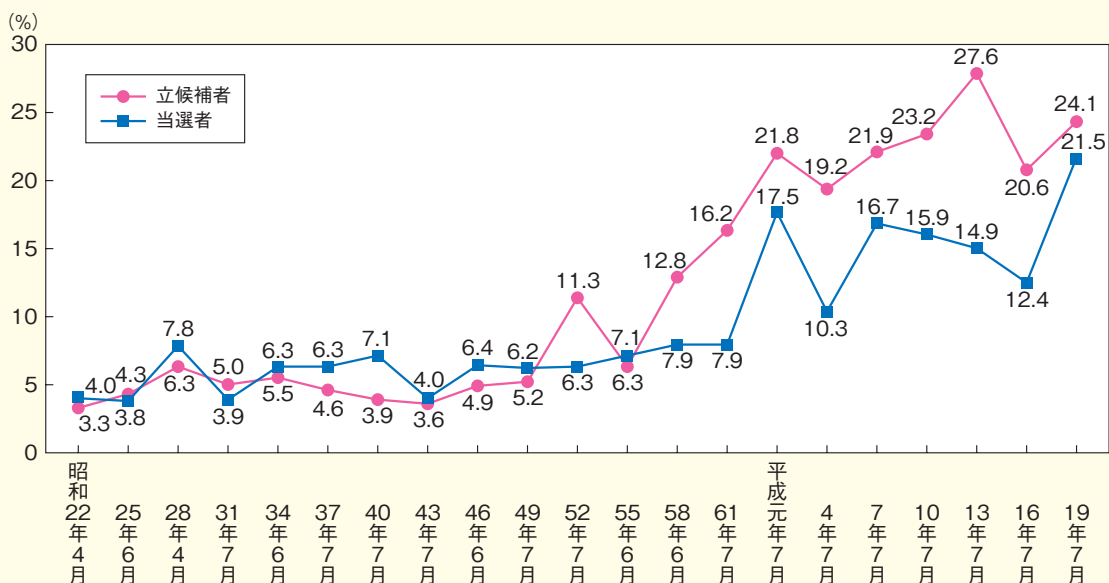
行政職（一）俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別にみると、それぞれ増加傾向にある。平成19年度の在職者について、役職段階別に女性割合をみると、係長級においては、女性が占める割合は17.0%であるが、役職段階が上がるにつれて

第1-1-1図 衆議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省資料より作成。

第1-1-2図 参議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省資料より作成。

女性割合は低くなっている（第1-1-4図）。

#### （依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合）

本省課室長相当級である行政職俸給表（一）7級以上及び指定職において女性が占める割合は、年々増加してはいるものの平成18年度において1.9%と依然低くなっており、上位の級への女性の登用が課題となっている（第1-1-5図）。

#### （着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

平成18年4月の男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員については、平成32（2020）年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とまらない状態を達成するよう努め、そのための当面の目標として、平成22（2010）年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努めることとされている。また、専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専

門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）についても、平成32（2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となるよう努め、そのための当面の目標として、平成22（2010）年度末までに20%となるよう努めることとなっている。

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っているが、平成20年9月30日現在、32.4%となっており、女性委員の割合は着実に増加している。一方、専門委員等に占める女性の割合は、15.1%にとどまっております。目標達成に向けて更なる取組が必要とされる（第1-1-6図）。

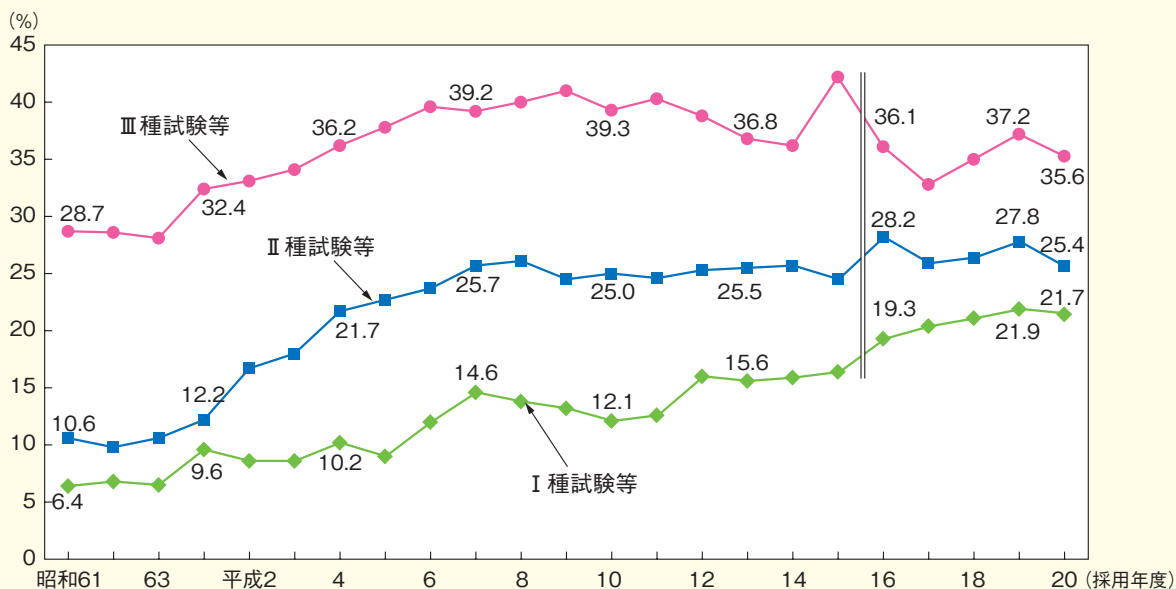
## 第2節

### 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

#### （大都市ほど高い地方議会における女性の割合）

都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合をみると、平成20年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では24.9%、政

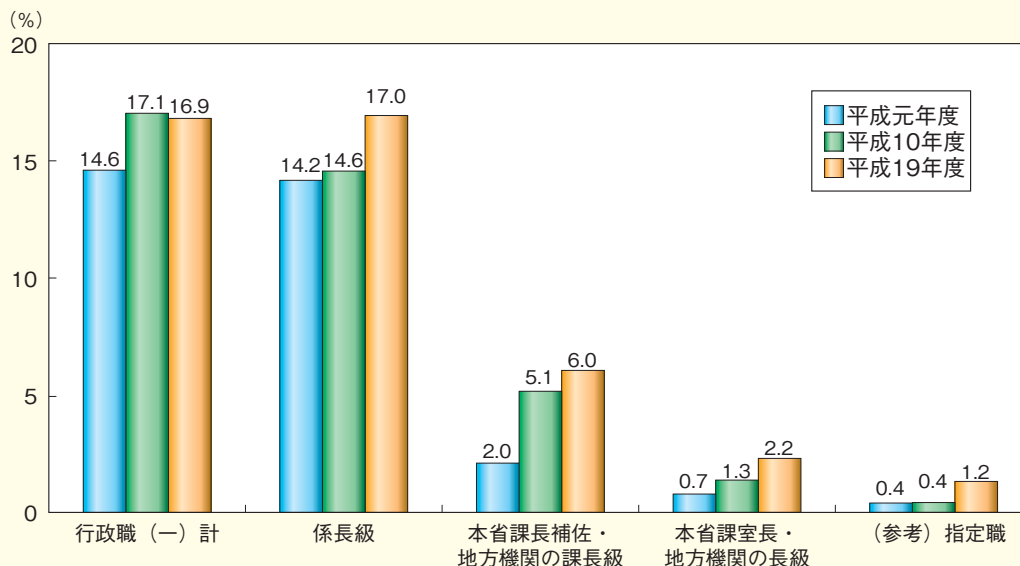
第1-1-3図 国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移



- （備考）1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。  
 2. 平成15年度以前（二重線の左側）における採用の割合は、国家公務員採用I・II・III種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者も含む。）のうち、防衛省、国会職員に採用された者を除いた数。  
 3. 平成16年度以降（二重線の右側）における採用の割合は、国家公務員採用I・II・III種試験に合格して採用された者（独立行政法人又は国会職員に採用された者を除く。）に、防衛省職員採用I・II・III種試験及びその他準ずる試験並びに20年度については再チャレンジ試験（ただし、皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）に合格して採用された者を加えた数。  
 4. 平成20年度の採用割合は、20年4月30日現在の割合。

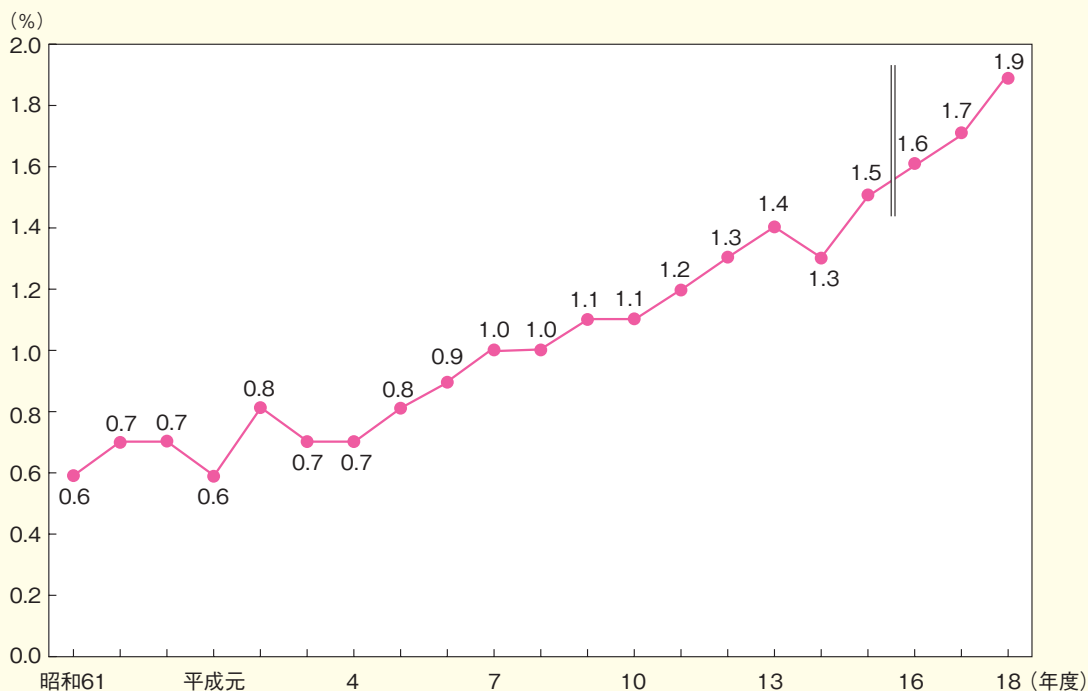
令指定都市の市議会は17.3%，市議会全体は12.1%，都道府県議会は8.2%，町村議会は7.8%となっており，都市部で高く郡部で低い傾向にある（第1-1-7図）。

第1-1-4図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合（行政職（一））



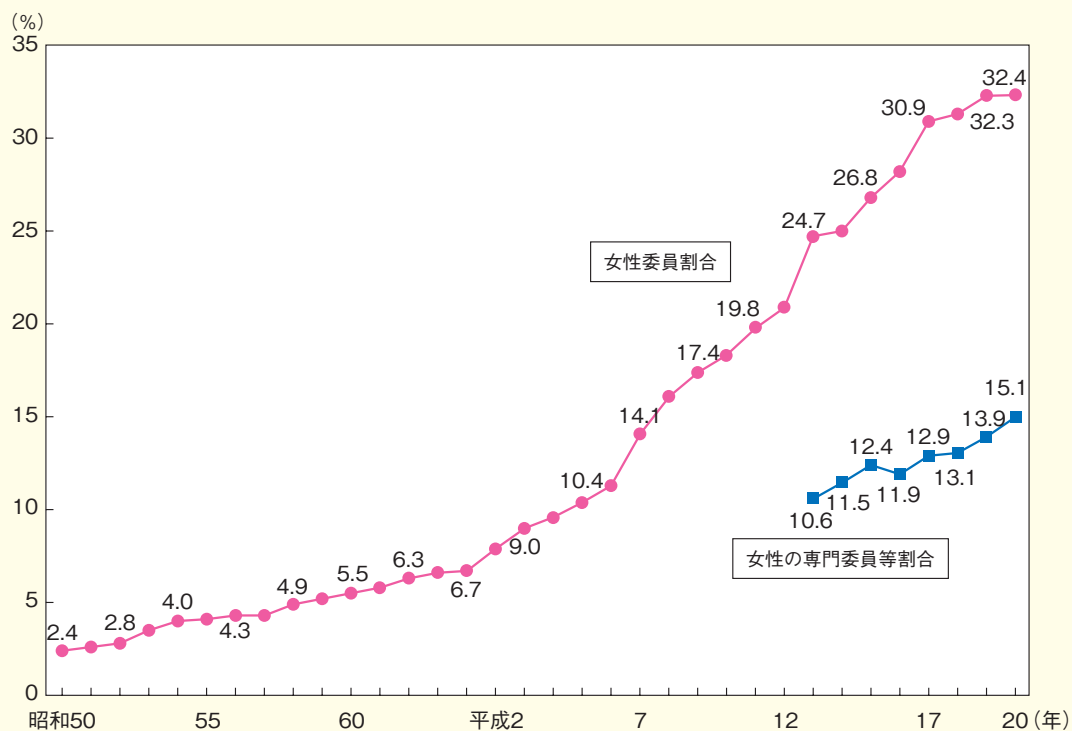
(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。  
 2. 平成元年度、10年度は各年度末、19年度は1月15日現在の割合。  
 3. 係長級は、行政職俸給表（一）3、4級（平成元年度及び10年度は旧4～6級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級（同旧7、8級）、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級（同旧9～11級）の適用者に占める女性の割合。

第1-1-5図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。  
 2. 調査対象は、平成15年度以前は、一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表適用者であり、16年以降はそれらに防衛省職員（行政職俸給表（一）、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者）が加わっている。

## 第1-1-6図 国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府資料より作成。

#### (地方公務員採用試験における女性割合)

都道府県及び市区の地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は、平成19年度では、都道府県採用試験の合格者で24.6%、市区採用試験の合格者で48.2%となっており、都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移しており、都道府県では7年度以降減少傾向にあったが、18年度から回復している(第1-1-8図)。

#### (地方公務員管理職に占める女性割合)

地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成20年度)によると、平成20年では、都道府県で5.4%、政令指定都市で8.2%、市区で8.9%、町村で8.5%となっている(第1-1-9図)。また、女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは都道府県・政令指定都市で19自治体となっており、その他の自治体においても職域拡大等の取組を進めている。

#### (着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合)

審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用に努めており、女性委員の割合は着実に増加している。平成20年では、目標の対象である審議会等における女性委員割合は、都道府県で32.6%、政令指定都市で30.7%、市区で26.2%、町村で22.6%となっている(第1-1-10図)。

### 第3節

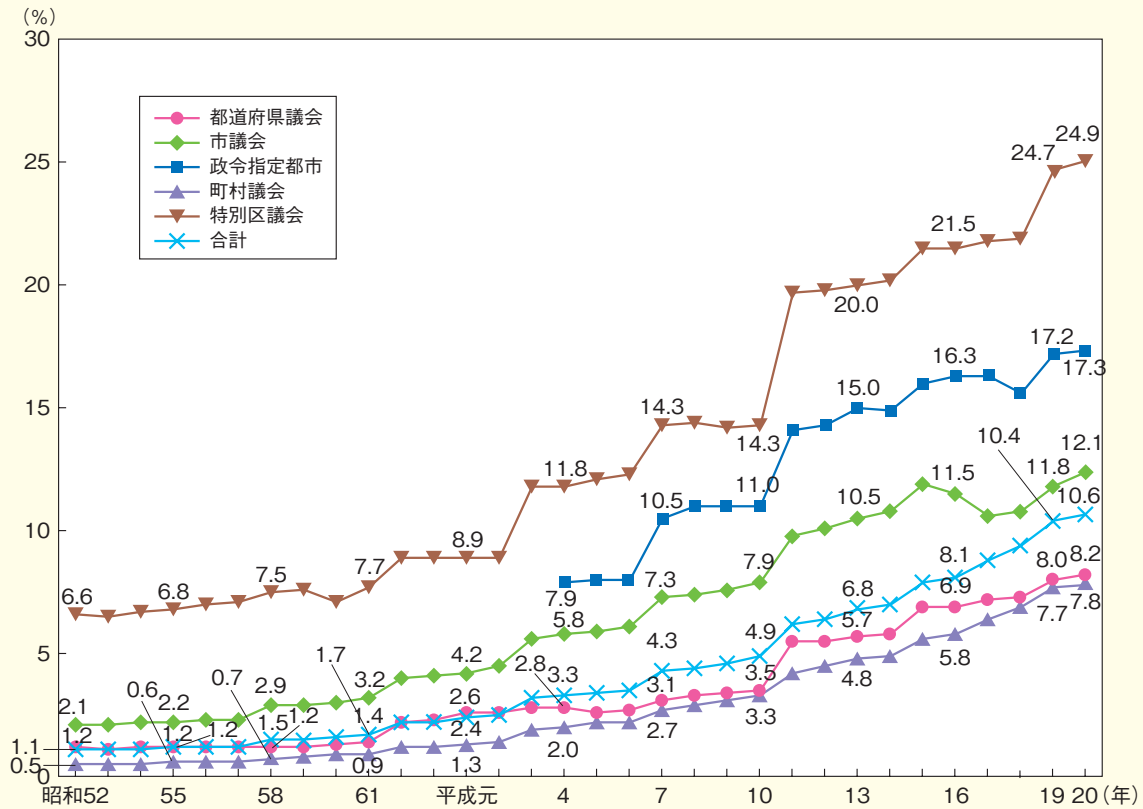
#### 様々な分野における女性の参画

##### (着実に増加する司法分野における女性割合)

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加している。

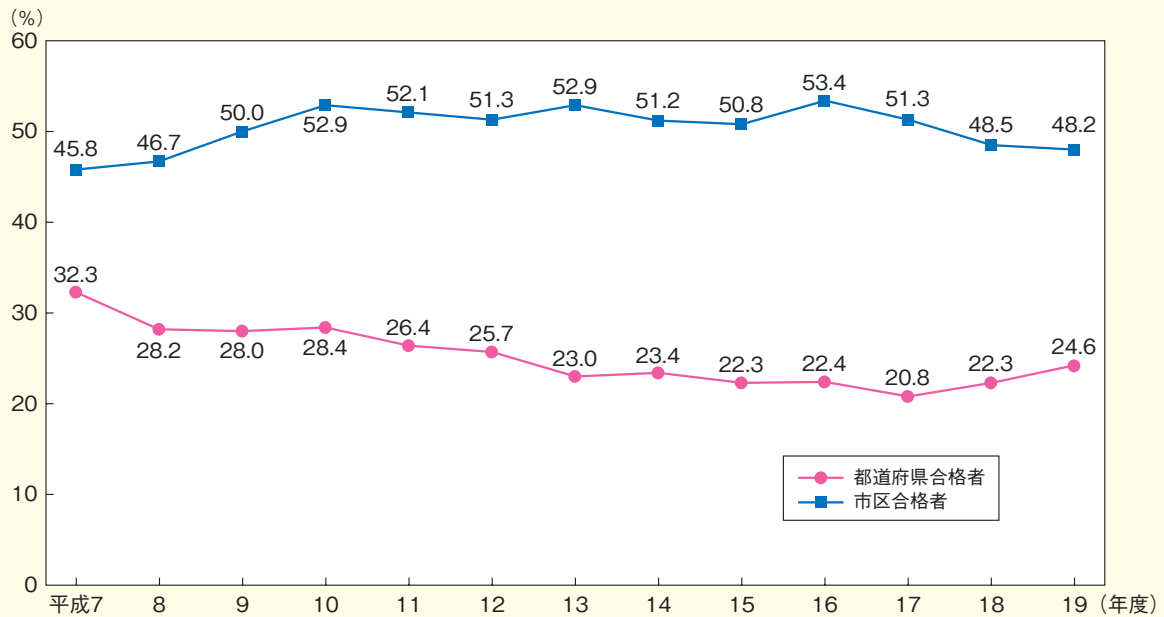
司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減があるが、平成20年度は旧司法試験については27.1%、新司法試験については27.3%である。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院において女子学生の比率は約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される(第1-1-11図)。

第1-1-7図 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省資料より作成。  
2. 各年12月現在。

第1-1-8図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。  
2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。

（農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画）

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

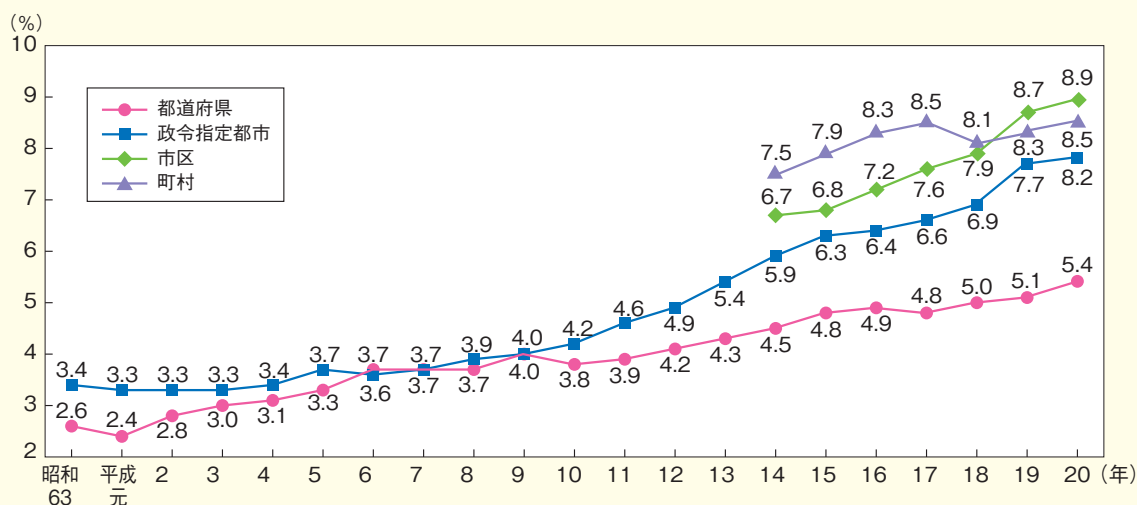
しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているも

の、その比率はまだ低いものとなっている（第1-1-12表）。

（メディアにおける女性の参画）

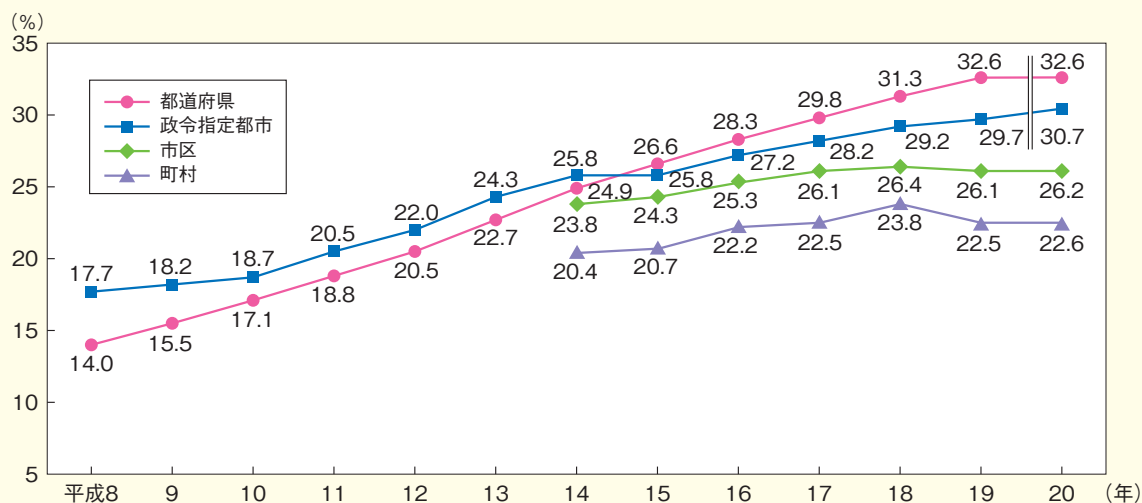
新聞や放送などのメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現の規制等、メディアが自主的に女性の人権に配慮した表現を行うように取り組んでい

第1-1-9図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



（備考）1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府資料（平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は各年4月1日現在）より作成。  
 2. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。  
 3. 市区には政令指定都市を含む。

第1-1-10図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移

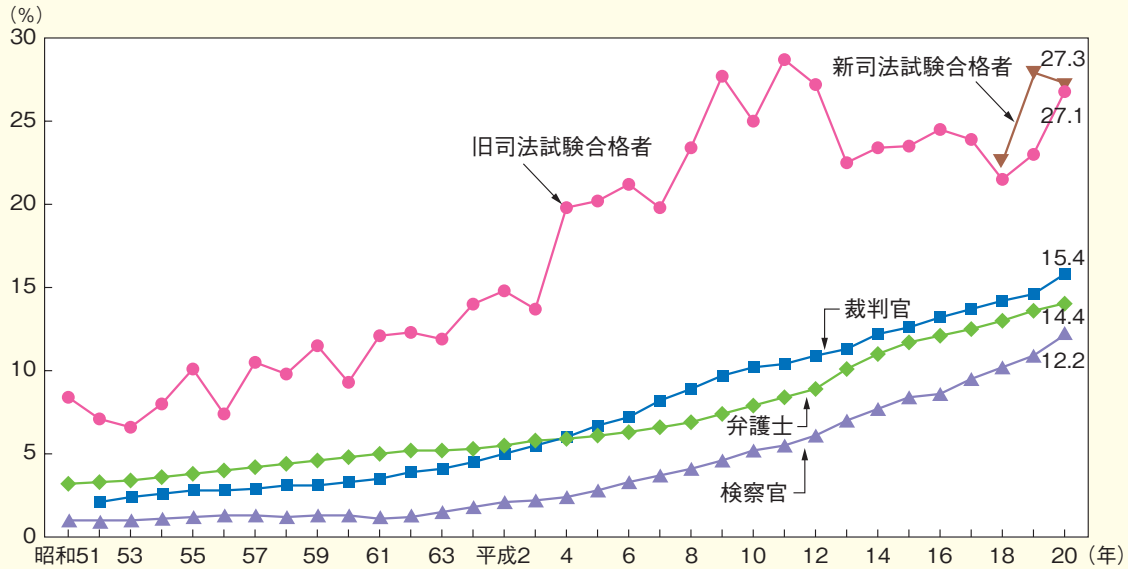


（備考）1. 内閣府資料より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は4月1日現在。  
 2. 平成19年以前の各都道府県及び各政令指定都市のデータは、それぞれの女性比率を単純平均。  
 3. 市区には、政令指定都市を含む。

く上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況についてみると、新聞、民間テレビ・ラジオ、日本放送協会

の全従業員に占める女性の割合、女性記者の割合、管理職割合は全体として徐々にではあるが増加している（第1-1-13図）。

第1-1-11図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-12表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

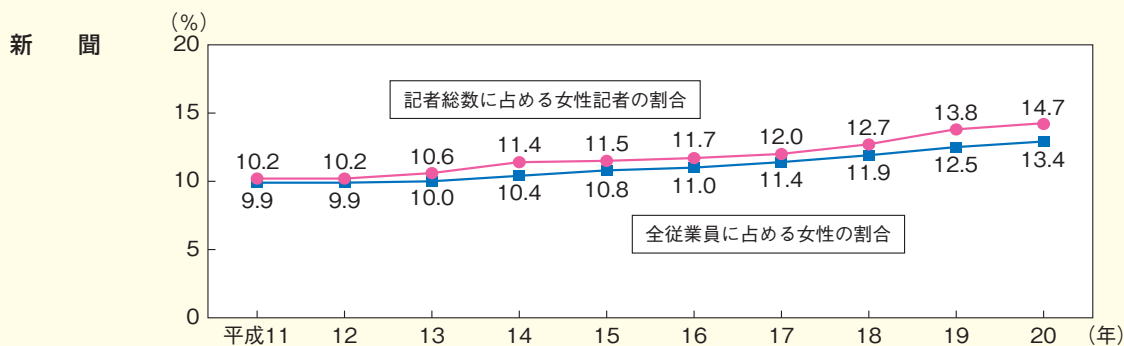
(単位：人，%)

年 度	昭和60	平成 2	7	12	14	15	16	17	18
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613	57,875	56,348	45,379	39,997
うち女性	40	93	203	1,081	2,261	2,369	2,391	1,869	1,682
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	3.86	4.09	4.24	4.12	4.21
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,149,940	5,098,862	5,045,472	4,988,029	4,931,853
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	783,806	787,965	786,357	804,583	812,508
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	15.22	15.45	15.59	16.13	16.47
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076	24,786	23,742	22,799	22,035
うち女性	39	70	102	187	266	300	364	438	465
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.02	1.21	1.53	1.92	2.11
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	260,286	252,330	244,335	232,414	225,363
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,145	15,426	15,373	15,830	15,854
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	5.82	6.11	6.29	6.81	7.03
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	16,401	15,705	15,105	13,861	12,965
うち女性	13	22	29	43	49	48	50	45	46
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.30	0.31	0.33	0.32	0.35

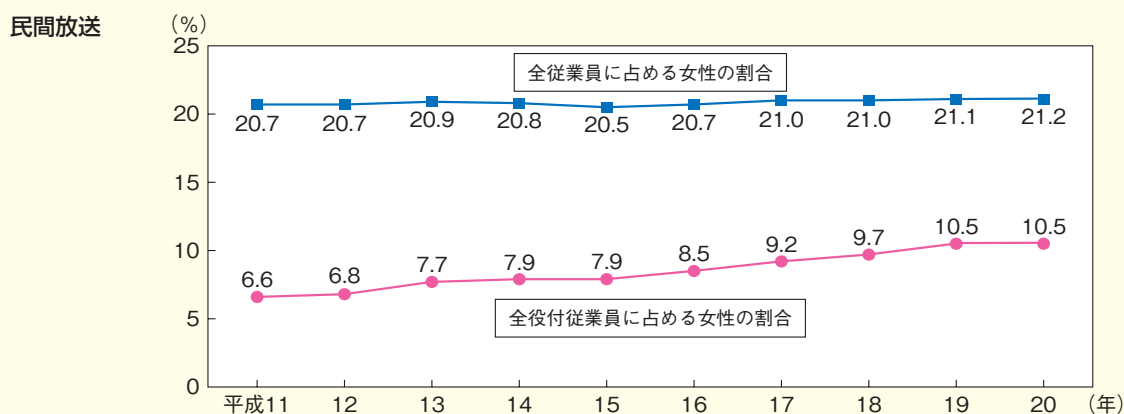
(備考) 1. 農林水産省資料より作成。  
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。  
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。  
 4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。  
 5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。  
 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。



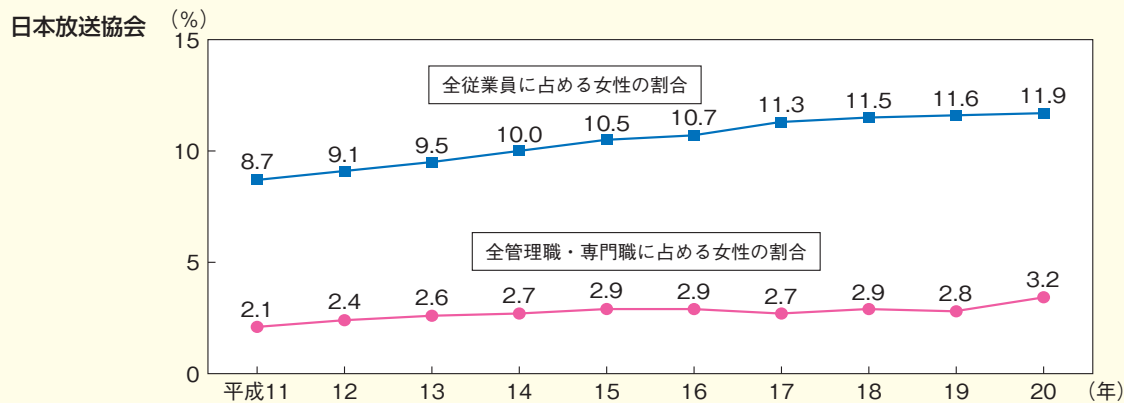
第1-1-13図 各種メディアにおける女性の割合



(備考) (社)日本新聞協会資料より作成。



(備考) (社)日本民間放送連盟資料より作成。



(備考) 日本放送協会資料より作成。

(国際的にみても低い水準にある我が国の状況)

2008 (平成20) 年に国連開発計画 (UNDP) が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数 (HDI) が測定可能な179か国中8位であるのに対し、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は測定可能な108か国中58位となっている。また、世界経済フォーラムが2008 (平成20) 年に発表したジェンダー・ギャップ指数 (GGI) は測定可能な130か国中98位となっている。

GEM 及び GGI の順位は HDI の順位に比して低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる。

GEM の上位5か国は、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランドであるが、これらの国では、その他の指標においても順位が高い傾向にある (第1-1-14表)。

第1-1-14表 HDI, GEM, GGI における日本の順位

① HDI (人間開発指数)			② GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)			③ GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI 値	順位	国名	GEM 値	順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.968	1	スウェーデン	0.925	1	ノルウェー	0.824
2	ノルウェー	0.968	2	ノルウェー	0.915	2	フィンランド	0.820
3	カナダ	0.967	3	フィンランド	0.892	3	スウェーデン	0.814
4	オーストラリア	0.965	4	デンマーク	0.887	4	アイスランド	0.800
5	アイルランド	0.960	5	アイスランド	0.881	5	ニュージーランド	0.786
6	オランダ	0.958	6	オランダ	0.872	6	フィリピン	0.757
7	スウェーデン	0.958	7	オーストラリア	0.866	7	デンマーク	0.754
8	日本	0.956	8	ドイツ	0.852	8	アイルランド	0.752
9	ルクセンブルク	0.956	9	ベルギー	0.841	9	オランダ	0.740
10	スイス	0.955	10	スイス	0.829	10	ラトビア	0.740
11	フランス	0.955	11	カナダ	0.829	11	ドイツ	0.739
12	フィンランド	0.954	12	スペイン	0.825	12	スリランカ	0.737
13	デンマーク	0.952	13	ニュージーランド	0.823	13	英国	0.737
14	オーストラリア	0.951	14	英国	0.786	14	スイス	0.736
15	米国	0.950	15	シンガポール	0.782	15	フランス	0.734
16	スペイン	0.949	16	トリニダード・トバゴ	0.780	16	レソト	0.732
17	ベルギー	0.948	17	フランス	0.780	17	スペイン	0.728
18	ギリシャ	0.947	18	米国	0.769	18	モザンビーク	0.727
19	イタリア	0.945	19	オーストラリア	0.748	19	トリニダード・トバゴ	0.714
20	ニュージーランド	0.944	20	ポルトガル	0.741	20	モルドバ	0.724
21	英国	0.942	21	イタリア	0.734	21	オーストラリア	0.724
22	香港(中国)	0.942	22	バハマ	0.730	22	南アフリカ	0.723
23	ドイツ	0.940	23	アイルランド	0.727	23	リトアニア	0.722
24	イスラエル	0.930	24	アラブ首長国連邦	0.698	24	アルゼンチン	0.721
25	韓国	0.928	25	アルゼンチン	0.692	25	キューバ	0.720
26	スロベニア	0.923	26	ギリシャ	0.691	26	バルバドス	0.719
27	ブルネイ	0.919	27	コスタリカ	0.690	27	米国	0.718
28	シンガポール	0.918	28	キューバ	0.674	28	ベルギー	0.716
29	クウェート	0.912	29	イスラエル	0.662	29	オーストラリア	0.715
30	キプロス	0.912	30	エストニア	0.655	30	ナミビア	0.714
31	アラブ首長国連邦	0.903	31	チェコ	0.650	31	カナダ	0.714
32	バーレーン	0.902	32	マケドニア旧ユーゴスラビア	0.644	32	コスタリカ	0.711
33	ポルトガル	0.900	33	ラトビア	0.644	33	ベラルーシ	0.710
34	カタール	0.899	34	スロバキア	0.638	34	パナマ	0.710
35	チェコ	0.897	35	バーレーン	0.627	35	エクアドル	0.709
36	マルタ	0.894	36	ペルー	0.627	36	ブルガリア	0.708
37	バルバドス	0.889	37	スロベニア	0.625	37	エストニア	0.708
38	ハンガリー	0.877	38	クロアチア	0.622	38	タンザニア	0.707
39	ポーランド	0.875	39	ポーランド	0.618	39	ポルトガル	0.705
40	チリ	0.874	40	ナミビア	0.616	40	モンゴル	0.705
41	スロバキア	0.872	41	キプロス	0.615	41	キルギス	0.705
42	エストニア	0.871	42	リトアニア	0.614	42	ロシア	0.699
43	リトアニア	0.869	43	バルバドス	0.614	43	ウガンダ	0.698
44	ラトビア	0.863	44	ブルガリア	0.605	44	ジャマイカ	0.698
45	クロアチア	0.862	45	エクアドル	0.605	45	カザフスタン	0.698
46	アルゼンチン	0.860	46	スリナム	0.604	46	クロアチア	0.697
47	ウルグアイ	0.859	47	メキシコ	0.603	47	ホンジュラス	0.696
48	キューバ	0.855	48	タンザニア	0.600	48	ペルー	0.696
49	バハマ	0.854	49	パナマ	0.597	49	ポーランド	0.695
50	コスタリカ	0.847	50	ホンジュラス	0.590	50	コロンビア	0.694
51	メキシコ	0.842	51	ウガンダ	0.590	51	スロベニア	0.694
52	リビア	0.840	52	セントルシア	0.590	52	タイ	0.692
53	オマーン	0.839	53	レソト	0.589	53	マケドニア	0.691
54	セーシェル	0.836	54	ハンガリー	0.586	54	ウルグアイ	0.691
55	サウジアラビア	0.835	55	ガイアナ	0.586	55	ウズベキスタン	0.691
56	ブルガリア	0.834	56	セルビア	0.584	56	イスラエル	0.690
57	トリニダード・トバゴ	0.833	57	ベネズエラ	0.577	57	中国	0.688
58	パナマ	0.832	58	日本	0.575	58	エルサルバドル	0.688
59	アンティグア・バーブーダ	0.830	59	キルギス	0.573	}}		
60	セントクリストファー・ネイビス	0.830	60	ドミニカ共和国	0.561	98	日本	0.643

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「Human Development Indices: A statistical update 2008」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2008」より作成。  
2. 測定可能な国数は、HDIは179か国、GEMは108か国、GGIは130か国。

(注)

#### HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化したもの。具体的には、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

#### GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

#### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEM が、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

## 本章のポイント

## 第1節 就業者をめぐる状況

- 労働力人口は男女とも減少。
- 非正規雇用者は引き続き増加。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展。大卒割合には男女差。

## 第2節 就労の場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。
- 給与所得は男女で大きな差。

## 第3節 雇用環境の変化

- 大学生の就職内定率は下降。
- 共働き世帯が増加傾向で推移する一方、片働き世帯は減少。

## 第1節 就業者をめぐる状況

## (労働力人口の推移)

総務省「労働力調査」(平成20年)によると、労働力人口は平均6,650万人で、前年に比べ19万人減少し、4年ぶりの減少となった。男女別にみると、男性が3,888万人(前年比18万人減)で2年ぶりの減少となり、女性は2,762万人(前年比1万人減)で5年ぶりの減少となった。昭和50年以降で見ると、労働力人口に女性が占める割合は63年に4割を超え、平成20年は41.5%となっている。

労働力人口比率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合。以下「労働力率」という。)をみると、平成20年平均は60.2%で前年比0.2ポイントの低下となった。性別の労働力率では、女性は48.4%で前年比0.1ポイントの低下、男性は72.8%で前年比0.3ポイントの低下となった。

## (女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。

昭和50年では25～29歳(42.6%)及び30～34歳(43.9%)の2つの年齢階級が底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成20年(76.1%)では、年齢階級別で最も高い労働力率となっている。M字の底は20年をみると30～34歳(65.1%)及び35～39歳(64.9%)の2つの年齢階級が底となっている。しかしながら、30～34歳においても、7年からの13年間だけで労働力率が11.4ポイントも上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある。

このM字カーブの変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇を反映したものと考えられる(第1-特-20図(再掲))。

## (女性の約8割が第3次産業従事者)

産業別に就業者割合をみると、男女ともに第1次産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫して低下し、平成20年には約8割が第3次産業の就業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業とも低下が緩やかであり、20年においてもその就業者は4割程度を占めている(第1-2-1図)。

職業別の就業者割合についてみると、男女とも農林漁業作業者の割合が大きく減少してきたことが目

立っている。製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性はほぼ一貫して低下しており、男性は近年低下傾向にあるものの、現在でも最も割合が高くなっている。男女とも専門的・技術的職業従事者、事務従事者、保安職業・サービス職業従事者の割合は増加傾向にあり、特に女性において顕著であって、平成20年にはこれら3つの職業で6割を超えている（第1-2-2図）。

#### （就業者に占める雇用者割合の上昇）

就業者を従業上の地位別にみると、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成20年では、就業者に占める雇用者割合は女性87.0%、男性86.1%となっている（第1-2-3図）。

#### （増加する非正規雇用者）

雇用者のうち、正規の職員・従業者に占める女性割合は約3割で、昭和60年以降、おおむね横ばいで推移している。一方、全体の女性雇用者数は増加しており、非正規雇用者数の増加がみられる。非正規雇用者数は男性でも増加している。

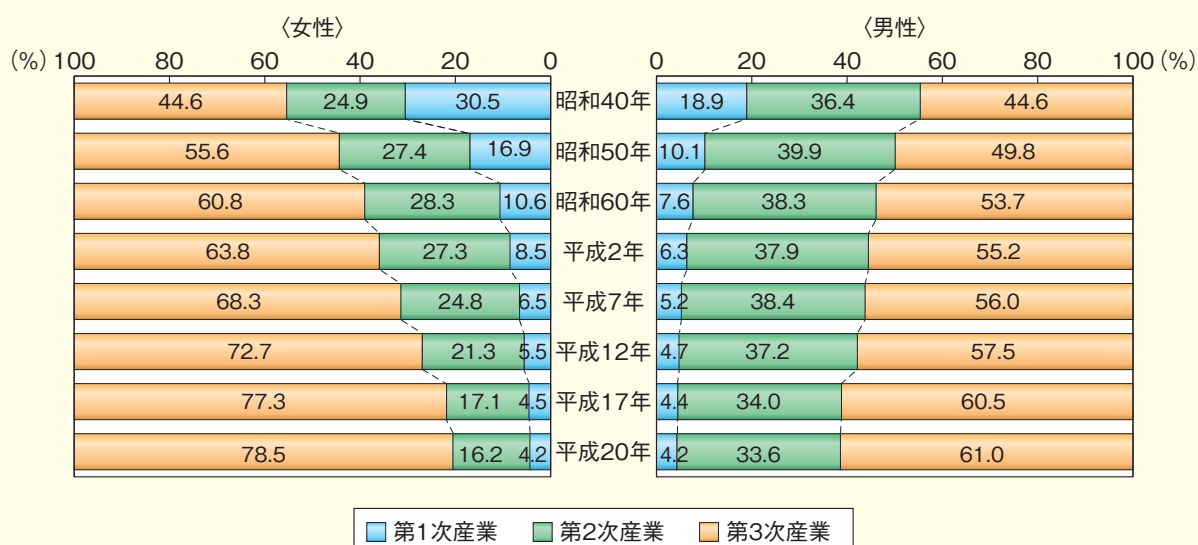
正規の職員・従業員が役員を除く雇用者（非農林業）全体に占める割合を男女別にみると、女性は昭和60年に68.1%であったが、平成20年には46.5%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.8%であったが、平成20年には80.9%に減少している。男女ともパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合が上昇しており、特に女性はその割合が昭和60年の31.9%から平成20年には53.5%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている（第1-特-24図（再掲））。

また、近年、パート・アルバイトという形態の非正規雇用のほかに、非正規労働者に占める割合はそれほど高くないものの、派遣労働者が増加している。総務省「労働力調査」（平成20年）によると、平成20年の労働者派遣事業所の派遣社員数は140万人で、前年より7万人増となっている（第1-2-4図）。

#### （企業が進める非正社員の雇用）

独立行政法人労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」（平成18年）によると、パートタイマーや

第1-2-1図 産業別就業者構成比の推移

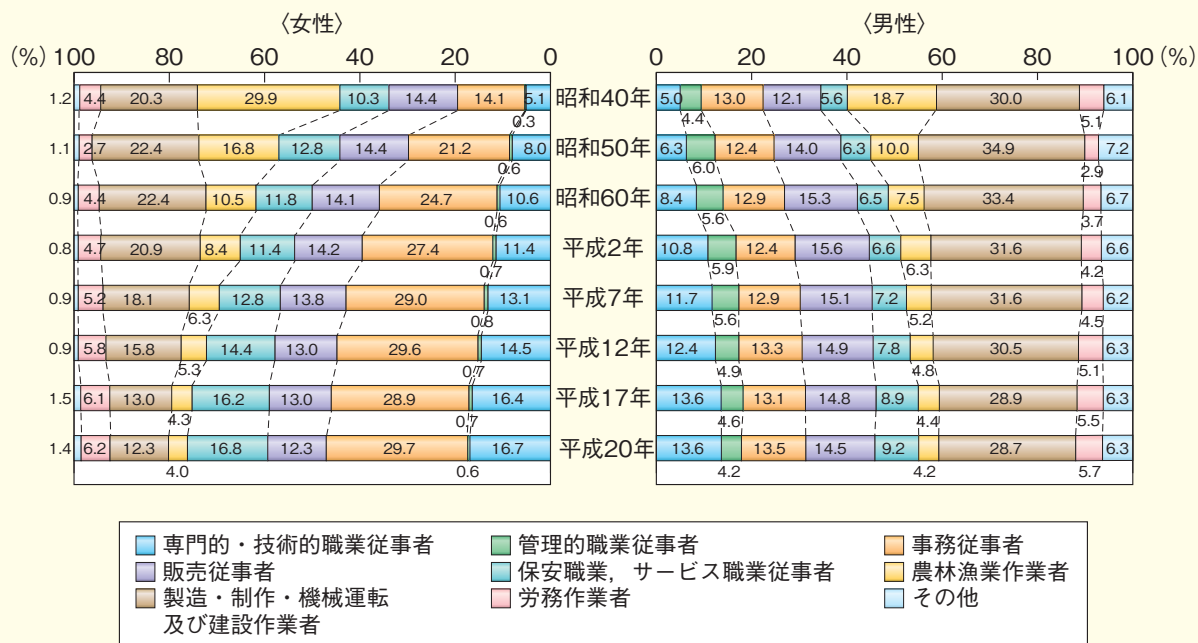


- （備考）
1. 総務省「労働力調査」より作成。
  2. 分類不能の産業を除いているため、合計が100%にならない場合もある。
  3. 第1次産業：「農林業」及び「漁業」、第2次産業：「鉱業」、「建設業」及び「製造業」、第3次産業：上記以外の産業（分類不能の産業は含まない）。
  4. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列比較には注意を要する。

派遣労働者，契約社員などの非正社員の割合が3年前と比較して「上昇している」とした事業所の割合は33.9%である。また，これら非正社員の割合が上

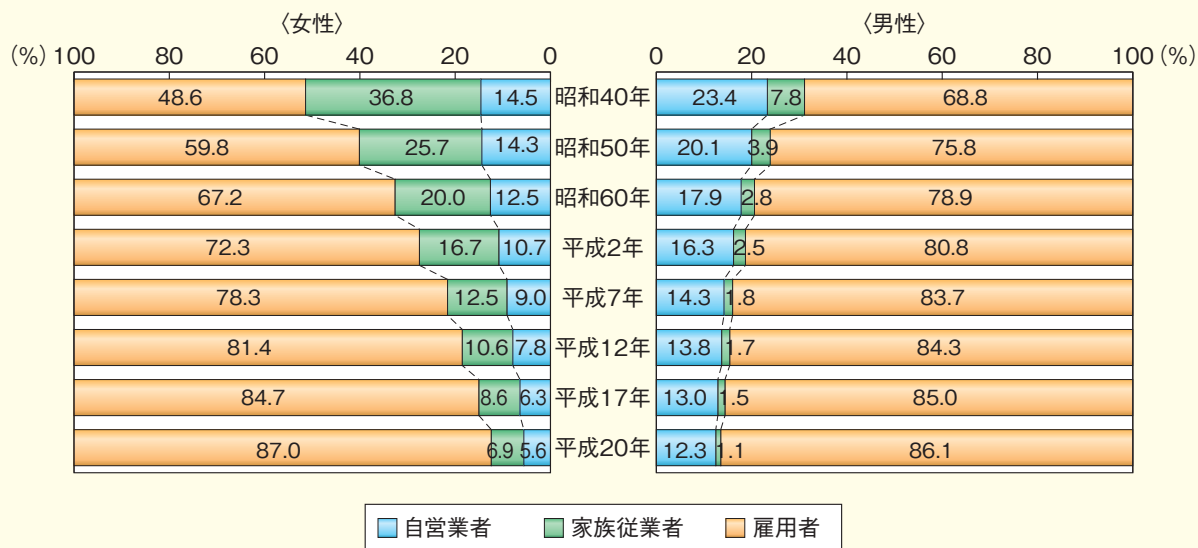
昇しているとする事業所に，その影響について聞いたところ，「人件費の総額を削減できた」(78.3%)，「正社員の数を減らすことができた」(62.7%)な

第1-2-2図 職業別就業者構成比の推移（性別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
2. 職業分類の改訂により，昭和55年以前には「保安職業，サービス職業従事者」に分類されていた「清掃員」は，56年以降は「労務作業員」に含まれるので，時系列比較には注意を要する。

第1-2-3図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（性別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
2. 他に「従業上の地位不詳」のデータがあるため，合計しても100%にならない。

ど、人件費削減効果について肯定する事業所が多くなっている（第1-2-5図）。

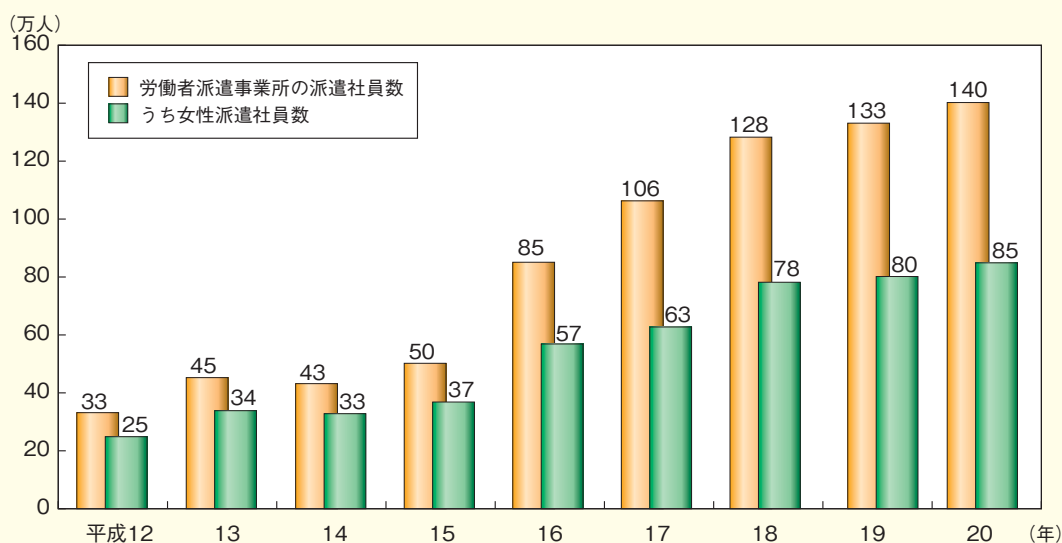
### （雇員の高学歴化の進展）

雇員の学歴構成の推移をみると、男女ともに中卒、高卒は減少傾向にある一方で高専・短大卒及び大学・大学院卒は増加傾向にある。これは、近年の高等教育機関への進学率上昇に伴い、新規学卒就職

者が高学歴化しているためと考えられる。

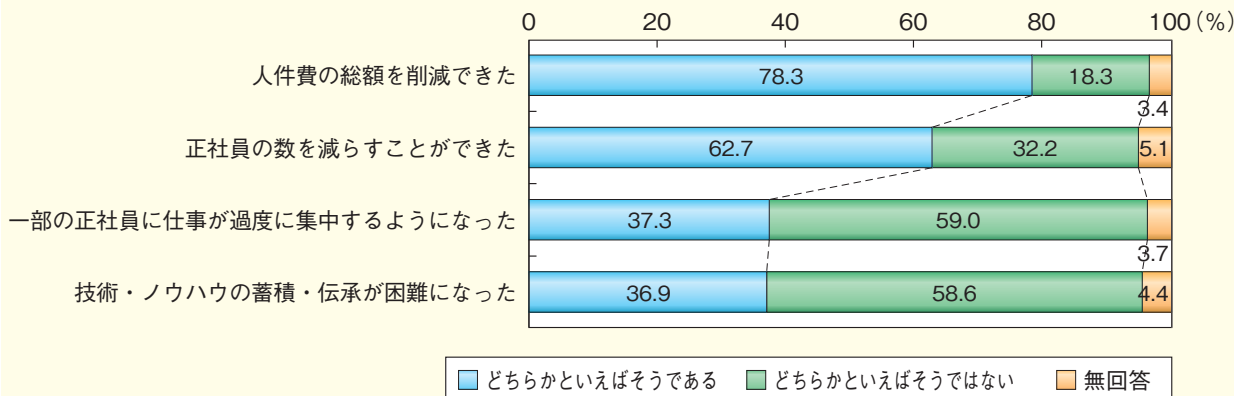
男女別にみると、女性については、雇員に占める大学・大学院卒の割合は上昇傾向にあり、平成20年では18.4%となっている。しかしながら、女性雇員全体に占める割合は、高専・短大卒の方が大学・大学院卒より依然高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は20年で36.2%と、女性よりもかなり高くなっている（第1-2-6図）。

第1-2-4図 労働者派遣事業所の派遣社員数の推移



（備考）1. 平成13年以前は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。  
2. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

第1-2-5図 非正社員の割合が上昇することによる影響



（備考）1. （独）労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」（平成18年）より作成。  
2. 設問では、他に、「正社員がより高度な仕事に専念できるようになった」、「正社員の労働時間が短くなった」、「外部から新たなノウハウを導入できるようになった」ほか11項目についてもきいているが、この図では割愛している。

## 第2節 就労の場における女性

### (有配偶者で低い女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別にみると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、20年とも変わらない。

有配偶女性について、年齢階級別に年を追ってみると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成20年の30歳代後半の労働力率は、むしろ2年よりも低くなり、昭和50年の水準に近づきつつある。これは、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる(第1-2-7図)。

### (女性の勤続年数は長期化傾向)

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向がみられる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成20年)によると、平成20年の雇用者のうち女性の平均年齢は39.1歳、平均勤続年数は8.6年であった。男

性は平均年齢41.7歳、平均勤続年数13.1年となっている。女性の雇用者構成を勤続年数階級別にみると、10年以上の勤続者割合も上昇傾向にある(第1-2-8図)。

### (管理職に占める女性割合の推移)

女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。

総務省「労働力調査」(平成20年)によると、管理的職業従事者(公務及び学校教育を除く)に占める女性の割合は、平成20年は9.8%で、依然として低い水準にある。

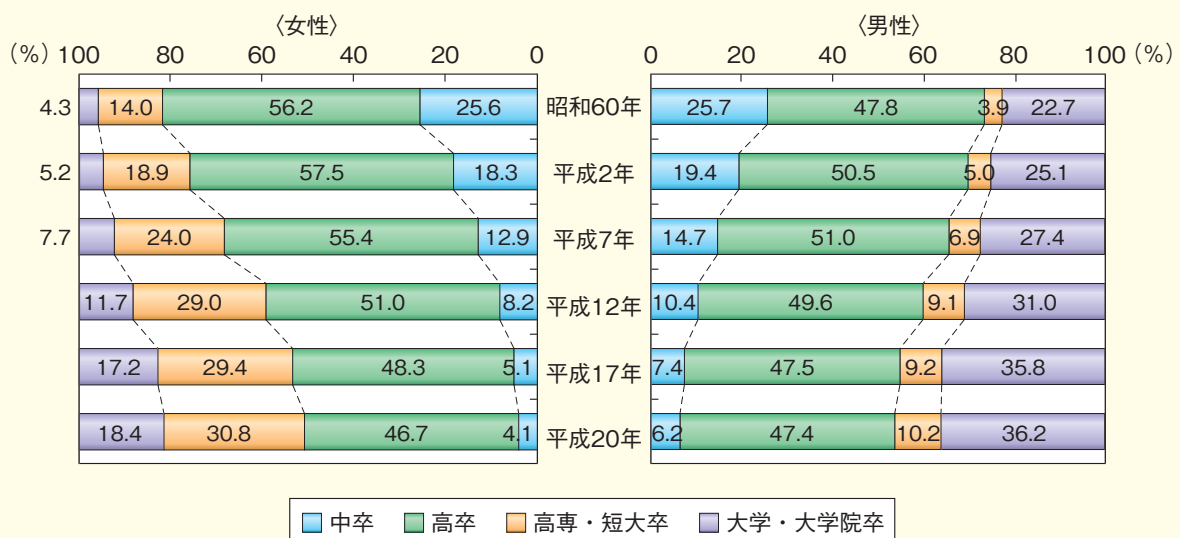
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成20年)で女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が最も高く、平成20年は12.7%となっている。また、上位の役職では女性の割合が低く、課長相当職は6.6%、部長相当職では4.1%と上昇傾向にはあるものの極めて低くなっている(第1-特-23図(再掲))。

(就業形態や役職、勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差、女性の6割以上が300万円以下の所得者)

男女の給与所得には大きな差がある。

国税庁「民間給与実態統計調査」(平成19年度)により1年間を通じて勤務した給与所得者について

第1-2-6図 学歴別一般労働者の構成割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。



男女別に給与水準をみると、300万円以下の所得者の割合が男性では21.2%であるのに対し、女性では66.0%に達している。また、700万円超の者は、男性では22.1%となっているのに対し、女性では3.1%に過ぎない（第1-2-9図）。

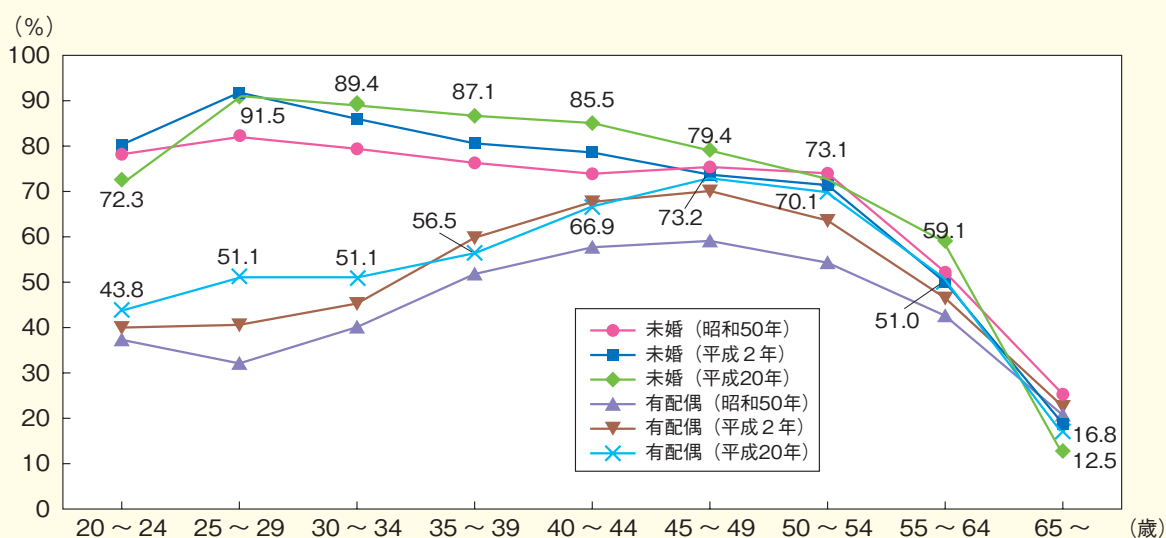
この状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートタイム等に従事する女性では、収入が一定範囲を

超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。さらに、正規雇用者であっても、役職や残業時間、勤続年数の男女差が大きく影響しているものと考えられる。

（賃金格差は、一般男女労働者間では長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間もやや縮小）

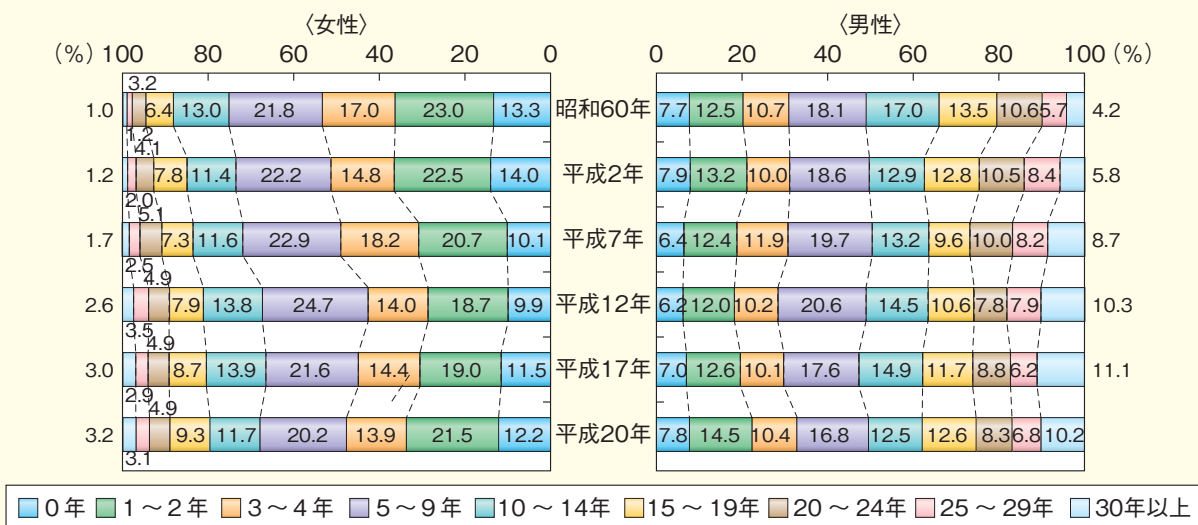
正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たり平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向

第1-2-7図 配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移



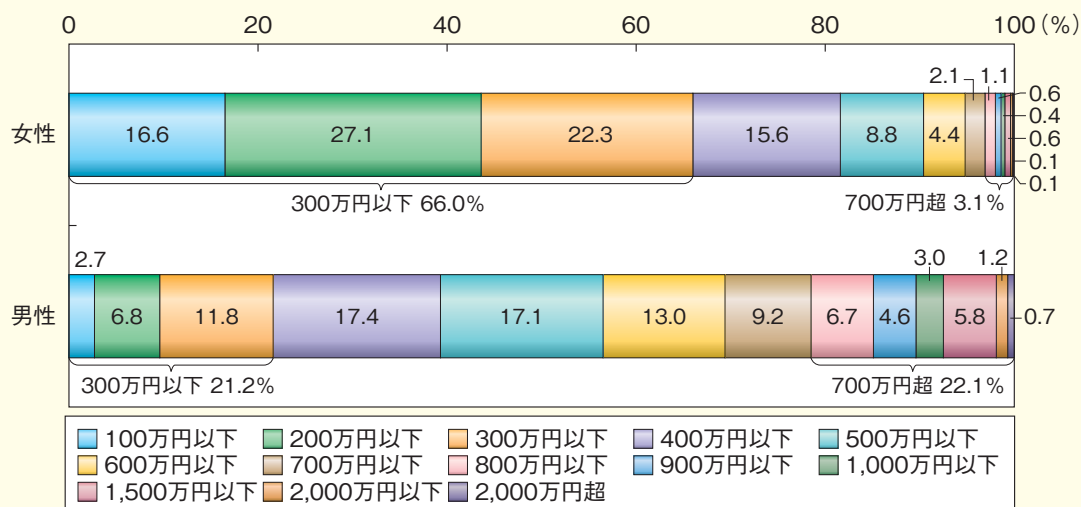
(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

第1-2-8図 勤続年数階級別雇用者構成割合の推移 (性別)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-9図 給与階級別給与所得者の構成割合（性別）



（備考）国税庁「民間給与実態統計調査」（平成19年度）より作成。

にあり、平成20年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は69.0となっている。

次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の給与格差についてみると、平成20年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は53.3となっており、前年に比べ0.5ポイント縮小し、依然としてその格差は大きい。また、男性の一般労働者と女性短時間労働者では、女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の42~48台をほぼ横ばいで推移しており、20年は48.5と、前年に比べ0.8ポイント格差が縮小しているものの、依然非常に低い水準にとどまっている（第1-特-22図（再掲））。

### 第3節 雇用環境の変化

#### （雇用をめぐる情勢）

平成20年の企業の法的整理による倒産件数は1万2,681件で、前年比15.7%の増加となっており、急速な景気後退を受け、中小・零細業者を中心に増加するとともに、近年減少傾向であった大型倒産が建設業、不動産業を中心に急増した（（株）帝国データバンク調べ）。

また、厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば、平成20年の月間平均現金給与総額は前年比0.3%の

減少となっている。

一方、総務省「労働力調査」（平成20年）によると、平成20年平均の完全失業者数は265万人で、男女とも6年ぶりに増加となった。完全失業率についても、平成20年平均で4.0%となり、6年ぶりの上昇となった。年齢階級別にみると、最も高い15~24歳層では、前年に比べ男女とも若干低下しているものの、15~24歳以外の各年齢階級では、男女ともに前年に比べ上昇となった。

さらに、厚生労働省「平成20年度大学等卒業予定者就職内定状況調査（平成21年2月1日現在）」により、大学生の就職内定率をみると、男女とも前年同期を下回っている。

#### （共働き世帯は増加傾向で推移）

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。20年では、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は825万世帯となっている（第1-特-17図（再掲））。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられる。

## 本章のポイント

## 第1節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

- 仕事と生活の調和の認知度は約1割にとどまっている。
- 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実をみると、子どもが小さな時期は働きたくないという人もいるが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。
- 育児休業制度を利用したいと思う男性の割合は約3割だが、育児休業取得率は1.5%程度にとどまっている。
- 30~40歳代の男性を中心に、長時間労働が常態化している。

## 第2節 働く場としての企業における仕事と生活の調和

- 仕事と生活の調和推進は、企業に多様なメリットをもたらす。
- しかし、仕事と生活の調和の推進に当たっては、様々な懸念事項を払拭する必要がある。本節では、企業の具体的な取組事例とその効果を紹介した。

## 第3節 女性にとっての仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性

- 育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- 夫婦の生活時間の状況をみると、男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短い。
- 働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

## 第1節

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

## (仕事と生活の調和の認知度)

内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査」(平成20年)によると、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉をご存知ですか、という質問に対し、「名前を聞いたことがある」人の割合は約4割となっているが、「名前も内容も知っている」人の割合は約1割にとどまっており、まだ十分に知られていないことが分かる(第1-3-1図)。

## (仕事と生活の調和に関する希望と現実)

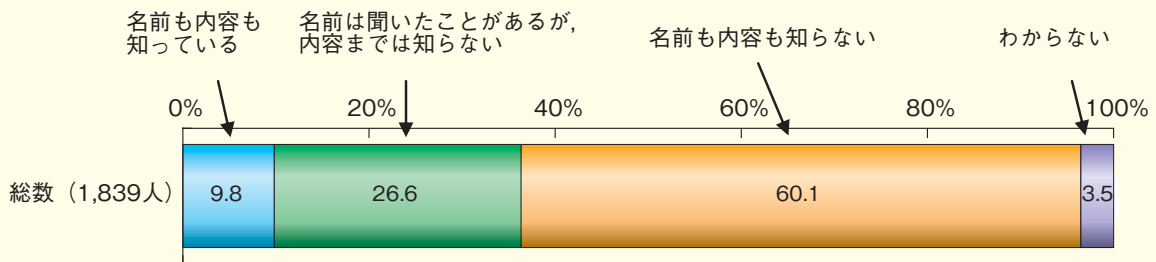
また、同世論調査において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、全体としては、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優

先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高い傾向がみられる。とりわけ、男性の20~40歳代では、現実に仕事を優先している人の割合が5割程度と高く、30歳代の女性では家庭生活を現実に優先している人の割合が5割程度となっている。また、60歳代以上では、「家庭生活を優先したい」人の割合が高いが、現実に優先している人の割合はそれ以上に高く、希望と現実の乖離がみられる(第1-3-2図)。

## (女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実)

女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化している。子どもが小さな時期は、働きたくないという人もいるが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。働き方も子どもの年齢があがるとともにフルタイムで

### 第1-3-1図 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



(備考) 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」（平成20年6月調査）より作成。

働くことを希望する人が増えるなど変化がみられる。一方、現状をみると、働いていない人が希望よりも多く、働き方も多くがパート・アルバイトに集中しており、希望と現実の間にギャップがみられる（第1-3-3図）。

#### （男性の育児参画の希望と現実）

厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査結果」（平成20年）によると、育児休業制度を「利用したいと思う」男性の割合は31.8%、育児のための短時間勤務制度を利用したい男性の割合は34.6%となっている（第1-特-52表（再掲））。しかし、男性の育児休業取得率をみると、平成19年は1.56%と低く、制度を利用したいと思っているものの実際には利用していない男性が少なからずいることが分かる。

#### （地域の活動への参加を妨げる要因）

個人の活動には、仕事、家庭生活、個人の自己啓発、地域活動など様々な活動が含まれる。内閣府「国民生活選好度調査」により、NPOやボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、ま

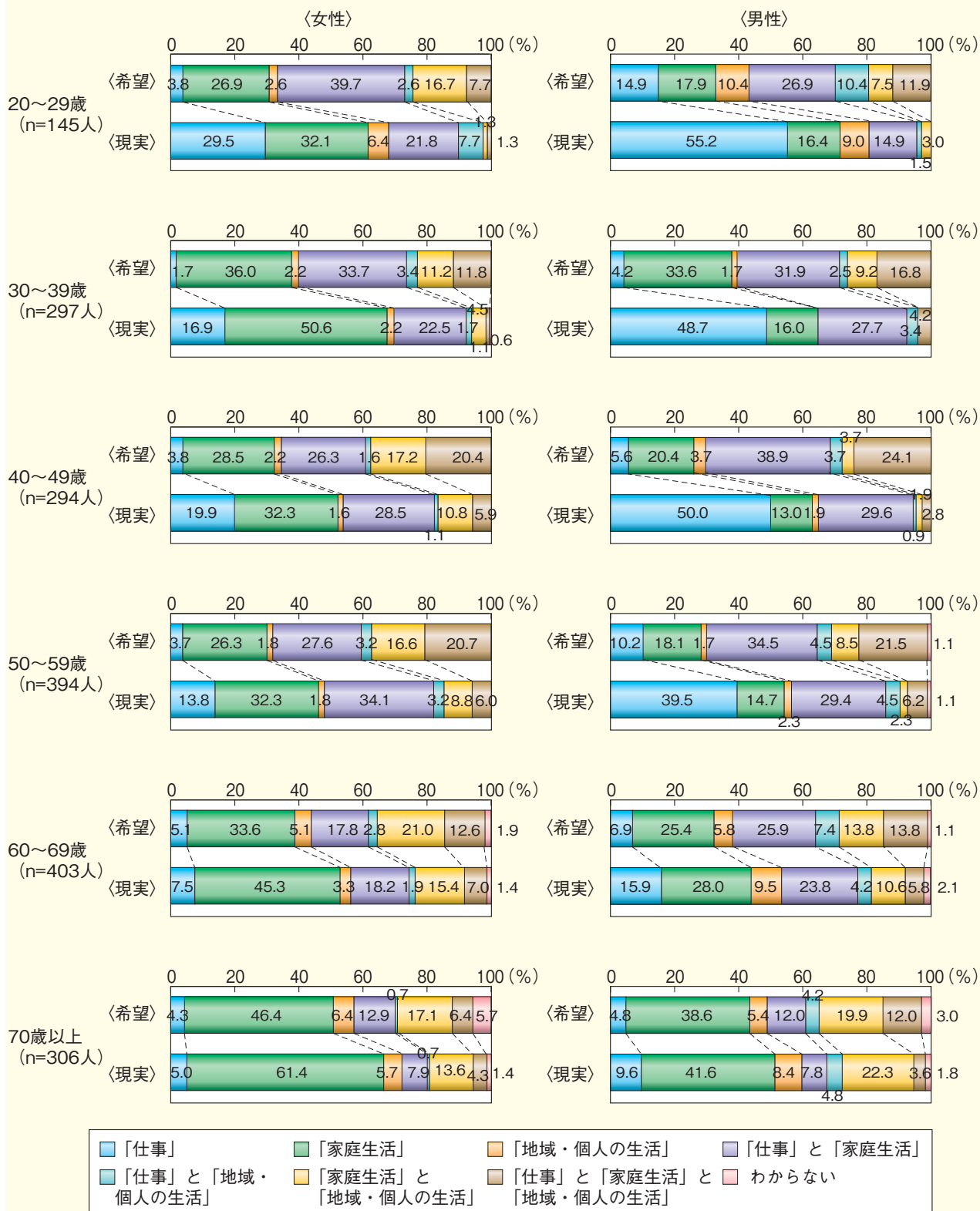
たは参加できない要因となることをみると、「活動する時間がないこと」が最も多くなっている（第1-3-4図）。

#### （長時間労働と心身の状況）

前述の世論調査では20歳代から40歳代の男性が希望に反して仕事優先となっている現状がうかがえるが（第1-3-2図（再掲））、総務省「労働力調査」により実際の就業時間の状況をみると、週35時間以上働く者のうち週60時間以上働く者の割合は、30歳代、40歳代が最も高く、約2割の就業者が週60時間以上働いていることになる（第1-特-44図（再掲））。

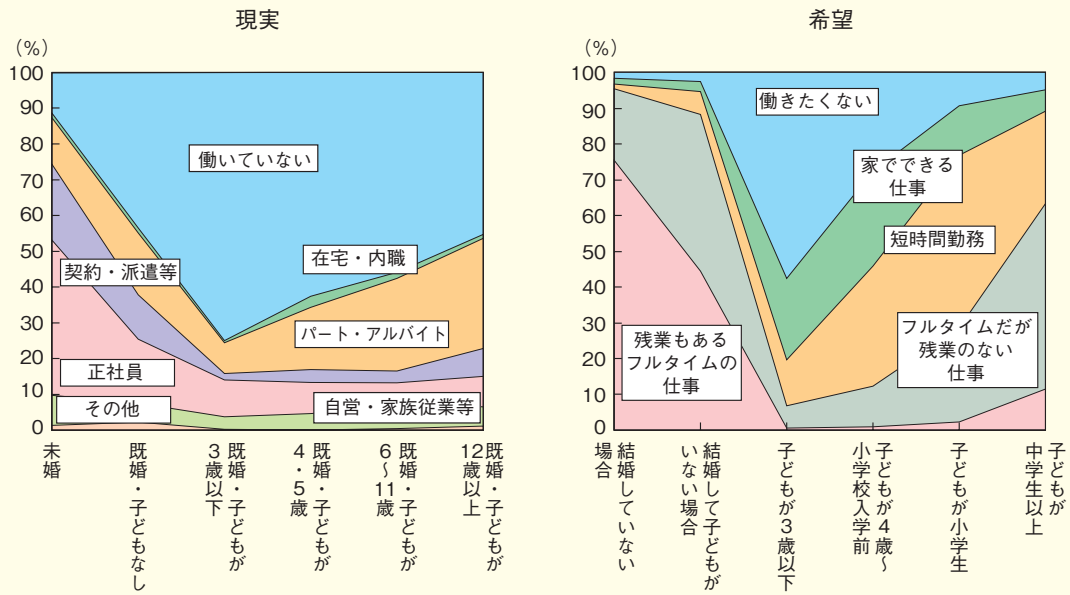
こうした長時間労働は、心身の状況にも影響を与えている。労働者に対する意識調査をみると、「一日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」と感じるものが「いつも」あるいは「しばしば」ある人の割合は、月間の超過労働時間が50時間を超えると約6割から7割となっている。残業が多いほど、仕事で疲れて退社後何もやる気になれないと感じている割合が高いということが分かる（第1-3-5図）。

第1-3-2図 仕事と生活の調和に関する希望と現実



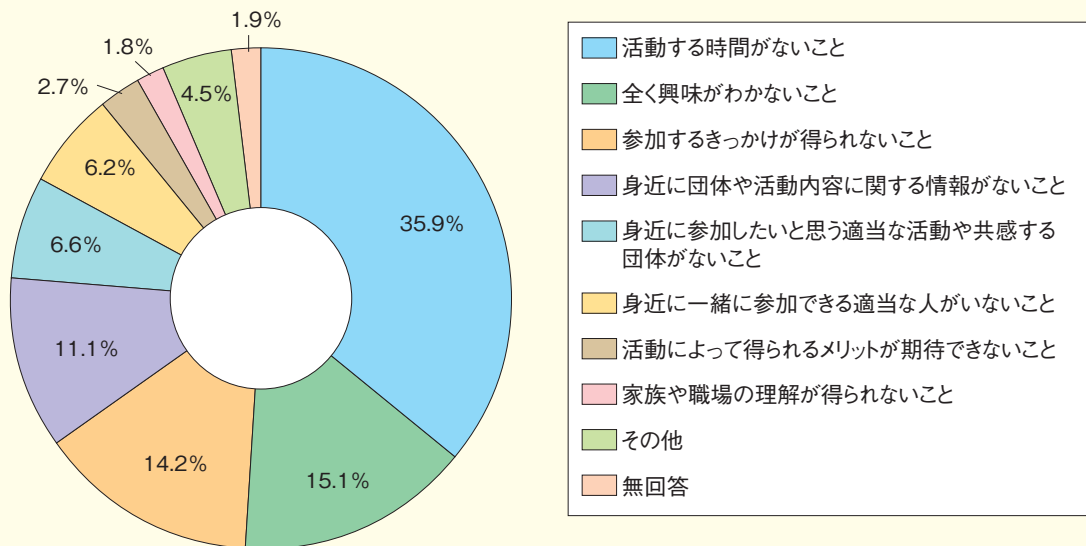
(備考) 1. 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」（平成20年6月調査）より作成。  
 2. 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つお答えください。それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものをこの中から1つお答えください。」への回答。

第1-3-3図 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実



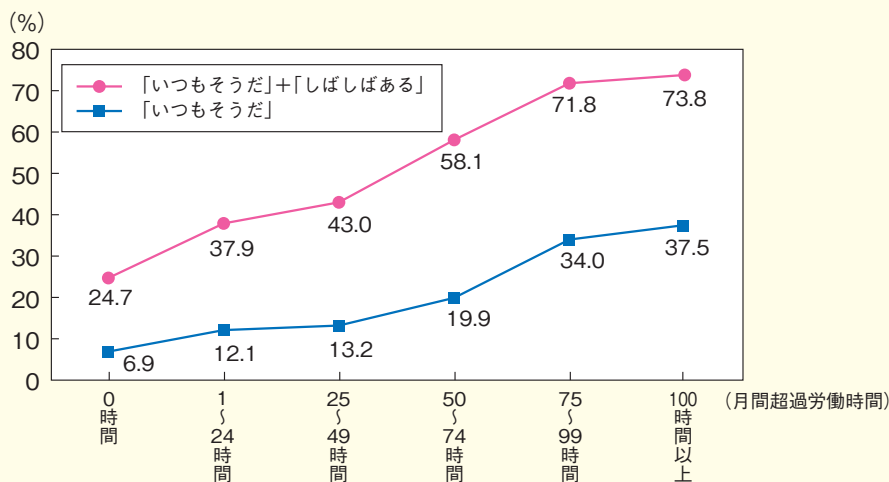
(備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」(平成19年)より作成。  
 2. 「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従業者」を含み、「契約・派遣等」には、「有期契約社員、委託職員」、「派遣社員」を含む。  
 3. 調査対象は、30～40歳代の女性である。

第1-3-4図 地域活動などに参加する際苦勞すること、または参加できない要因となること



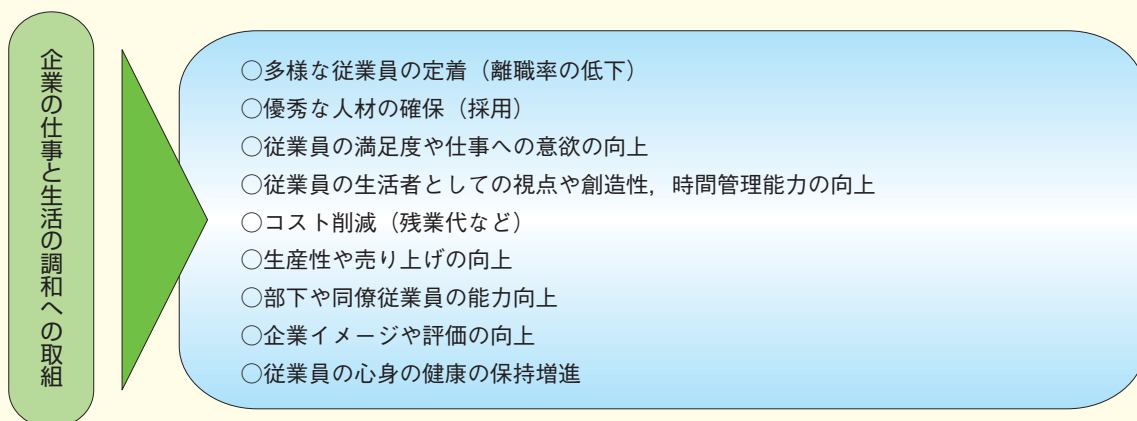
(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(平成15年度)より作成。  
 2. 数値は、「NPOやボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるもの1つに○をお付け下さい。(○は1つ)」に対する回答割合。  
 3. 回答者は、全国の15～79歳までの男女3,908人。

第1-3-5図 「一日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」人の割合



（備考）（独）労働政策研究・研修機構「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析」（平成17年）より作成。

第1-3-6図 企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット



（備考）男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」（平成20年4月）より作成。

## 第2節

### 働く場としての企業における仕事と生活の調和

（企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットと取組事例）

男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会において公表した「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」（平成20年）によると、企業が仕事と生活の調和に取り組むことにより、次のように多様なメリッ

トがもたらされるとしている（第1-3-6図）。

しかし、企業における仕事と生活の調和の推進については、管理職や周囲の従業員の負担や不公平感の増大、働き方の柔軟化に伴う業務管理、人事評価の困難化等を理由に躊躇する声も聞かれるところであり、企業が仕事と生活の調和への取組を円滑に進めるには、こうした懸念事項を払拭していくことが必要である。企業における仕事と生活の調和推進の具体的な取組事例と取組の効果は次のとおりである（第1-3-7表）。

## 第1-3-7表 企業における仕事と生活の調和推進の具体的な取組事例と取組の効果

〈両立支援や柔軟な働き方に関する企業の取組情報〉

事例	企業の取組	取組の効果（メリット）
1	1日1時間短縮や2時間短縮、半日勤務、週2日勤務や3日勤務等、従業員のニーズに応えたきめ細かな短時間制度を設けている。育児のため1、2時間短縮勤務をする従業員が多い。	子どもを持つ女性従業員の定着率が向上した。また、女性からなる商品開発チームによる、生活者としての視点をいかしたヒット商品も開発されている。短時間で効率よく働くよう心がけるため時間管理能力も向上する。
2	優秀な女性従業員の定着を図るため事業所内保育所を設置した。派遣社員の利用も可能で、育児休業取得者の3～4割が利用している。	保育先が確保されることにより、育児休業を早めに切り上げ復職する社員が出ている。また、報道等による企業のPR効果を実感しており、企業イメージ向上による自社への誇りの促進という効果もみられる。
3	取得理由を限定しない勤務時間選択制度（短時間勤務制度）を導入している。本人の申告が認められれば、育児や介護、病気、受験、家事都合など多様な理由で勤務時間が選択できる。	従業員の多様なニーズに幅広く応えられることが、従業員の定着や満足度、仕事への意欲の向上等につながり、また、従業員の多様な経験の蓄積による創造性の高まり等が業務にいかされる。

〈業務の効率化や長時間労働の是正に関する企業の取組情報〉

事例	企業の取組	取組の効果（メリット）
4	従業員を何種類もの仕事ができる多能工に育成して、お互い業務を代替できるようにしている。従業員の休業等は他の従業員の業務を見直すよい機会と捉え、当該従業員の業務を総覧して省略できる業務は止め、残りの業務は周囲の従業員の業務の見直しも行った上でそれぞれ割り振る（「業務の棚卸し」）。また、書類のチェック体制の見直しや書類作成の単純化等、日常的に業務の無駄取りを行っている。	周囲の従業員の業務の見直しや若手の育成が進んだ。業務代替により“お互い様”意識が醸成され、職場のチームワークが高まった。長く働きたいと考える優秀な人材も採用できている。
5	時期的な繁忙に応じて、通常（7時間45分）に加え、繁忙期（8時間45分）、閑散期（7時間）と3種類の所定労働時間を設定して、メリハリのある働き方を推進した。	超勤の4割削減という数値目標を達成した。
6	トラブルを起こすプロジェクトに長時間労働者が多い傾向がみられたため、残業削減に取り組んだ。ある本部で21時に一斉消灯を始めたことをきっかけに、21時以降残業する場合には手続きを必要とする「21時ルール」を全社的に導入した。また、部下が長時間労働とならないよう管理できたかを管理職の評価要素としている。	いわゆるつきあい残業等が減少し残業時間が2割（1月平均35時間から28時間へ）削減され、月100時間以上残業者の人数も8割削減された。

〈従業員の心身の健康保持に関する企業の取組情報〉

事例	企業の取組	取組の効果（メリット）
7	健康診断結果に基づき残業制限、深夜勤務禁止、就業禁止等の就業制限を行っている。治療を開始すると就業制限は解除されるが、3か月後に本人の状況を改めてみて再検討する。	半年前と比べ罹患患者数が3割減少した。

（備考）男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」（平成20年4月）より作成。

### 第3節

## 女性にとっての仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

（女性の就業継続をめぐる状況）

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。直近の20年では、共働き世帯が1,011万世帯であるのに対し、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は825万世帯となっている（第1-特-17

図（再掲））。

その背景としては、女性の社会進出に対する意識変化などがあると考えられる。内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する割合をみると、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の割合の合計は男女ともに低下している。また、女性の就業についての考えについては、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える「継続就業」支持が、「子どもが



できたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と考える「一時中断・再就職」支持を上回っている。

女性就労が増加する中、男女にかかわらず働きやすい職場環境づくりの必要性が一層高まっているが、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しい。

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第1-特-26図(再掲)）。また、きょうだい数1人(本人のみ)の世帯の出産前後の女性の就業状況をみると、出産を機に約7割(67.4%)の女性が仕事を辞めており(厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度))、仕事と育児の二者択一の状況はここ20年間ほとんど変わらない。

また、いったん仕事を辞めても、子どもが育つにつれて就労を希望する女性は多いが、実現できていない人が多い。子どもが小さいころは「家でできる」仕事、子どもが小学生のころは「短時間勤務」、子どもが中学生以上になると「残業のないフルタイム勤務」を希望する人も多いが、現状では働くことを

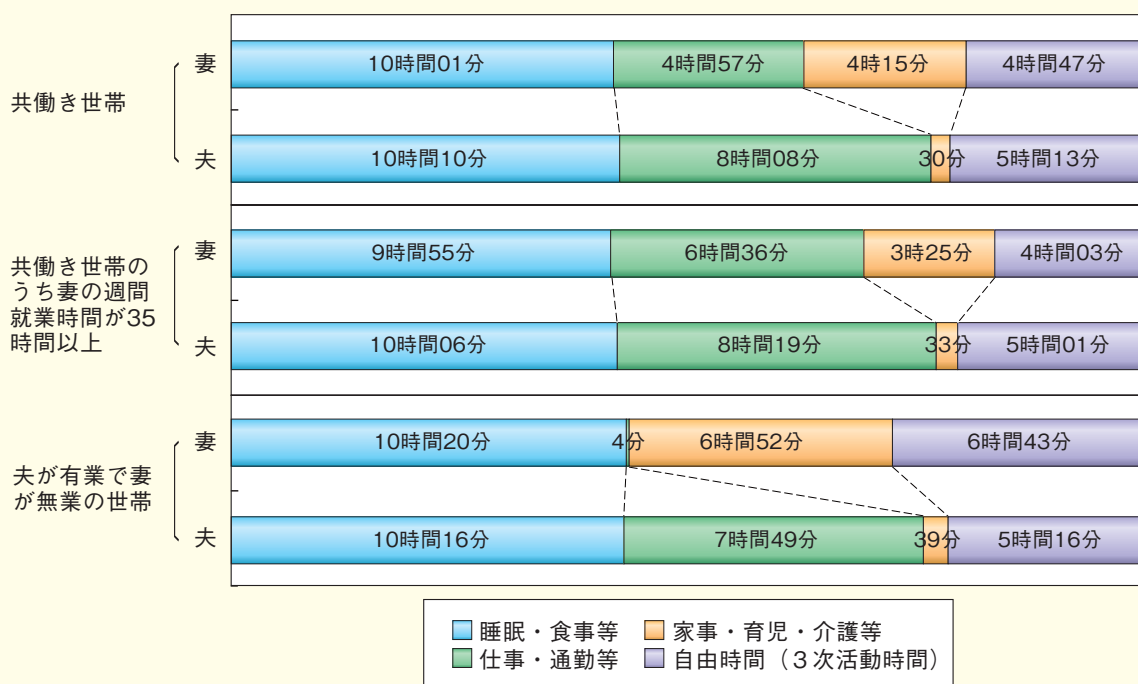
希望しながらも実現できていない人の割合が高い（第1-3-3図(再掲)）。

### (夫婦の生活時間)

女性の社会進出が進む中で、女性はその能力を十分に発揮し、新たな発想を取り入れていくことは将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくために重要であるが、先にみたように、現実には、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しい。

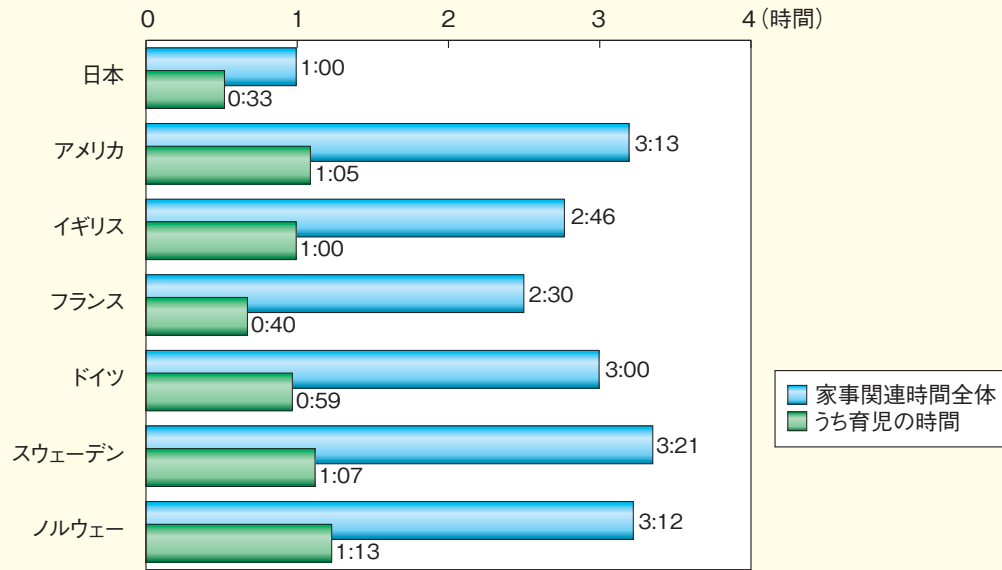
夫婦の生活時間の状況をみると、夫の家事・育児・介護等に関わる時間は、既に述べた男性の長時間労働の影響もあって、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短くなっている(第1-3-8図)。また、我が国の夫の家事・育児に費やす時間は世界的にみても低水準にとどまっている(第1-3-9図)。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育てなど様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築するためには、こうした現状を踏まえ、それぞれが働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1-3-8図 夫婦の生活時間



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

第1-3-9図 6歳未満児のいる夫の家事・育児時間



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “America Time-Use Summary” (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。  
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

## 本章のポイント

## 第1節 高齢男女をめぐる状況

- 国民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その6割近くを占めるのが女性となっている。特に、85歳以上では女性が実に7割以上を占めている。
- 女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあるが、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。
- 中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。
- 男性については、単身の男性の地域における孤立が深刻化している。

## 第2節 高齢社会の新たな変化

- 孤立や経済困窮などの問題を抱えやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。
- 非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるため、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性がある。

## 第3節 高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

- 高齢者の就業といった場合、とすれば定年後も継続就業する男性のイメージが抱かれがちだが、実は働きたいと考える女性の高齢者も少なくない。
- 女性の高齢期の経済的自立の実現のため、税制や社会保障制度を多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。
- 高齢単身世帯が主流になる社会においては、地域の支え合いのもとで孤立を防ぎ、病気・災害時の支援はもちろんのこと、日常生活における手助けが得られるような地域社会づくりが重要である。

## 第1節 高齢男女をめぐる状況

## (経済的自立がしにくい高齢女性)

総務省「国勢調査」(平成17年)によると、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その6割近くを占めるのが女性となっている。特に、85歳以上では女性が実に7割以上を占めている。

女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあるが、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。55～74歳の男女について本人の就業パターン別に現在の年間収入をみると、正規か非正規かという雇用形態による収入格差だけでなく、同じ

正規雇用中心でも女性は男性に比べて収入がきわめて低いことが分かる(第1-4-1図)。

中でも厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。離別女性は、その3人に1人が年収120万円未満であるが(第1-4-2図)、それには雇業者のうち約4割が非正規雇用中心の就労経歴であったことなどが影響しているとみられる(内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年))。

## (単身男性の問題)

他方、男性については、単身の男性の地域におけ

る孤立が深刻化している。内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」では、単身の55～74歳男性の4人に1人が「話し相手や相談相手がいない」と回答している（第1-4-3図）。男性で単身の場合は、約半数は子どもがいないため、家族による支えも期待しにくいと言える。

加えて、前出の調査では、特に未婚の単身男性について、約1割が年収60万円未満であるなど、一部に経済的に厳しい状況があることも分かる（第1-4-2図（再掲））。これまでは高齢者の中での経済

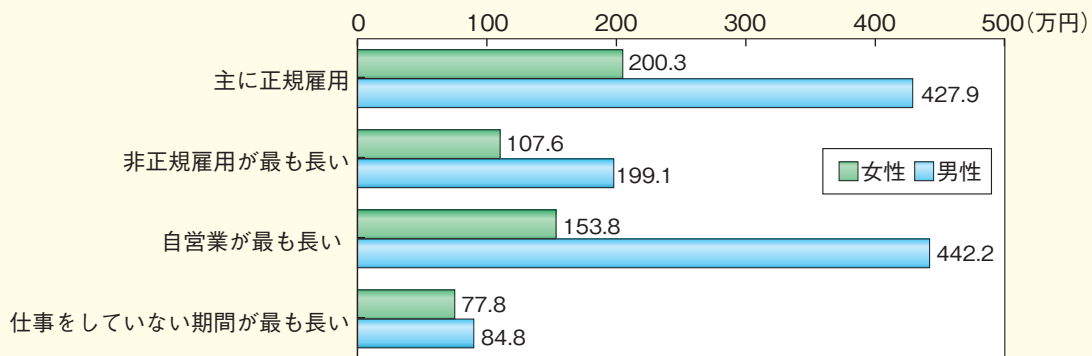
困窮層は単身女性であるという捉え方だったが、今後は、単身男性に対する支援も課題として捉えていく必要があると言える。

## 第2節 高齢社会の新たな変化

### （高齢単身世帯の増加）

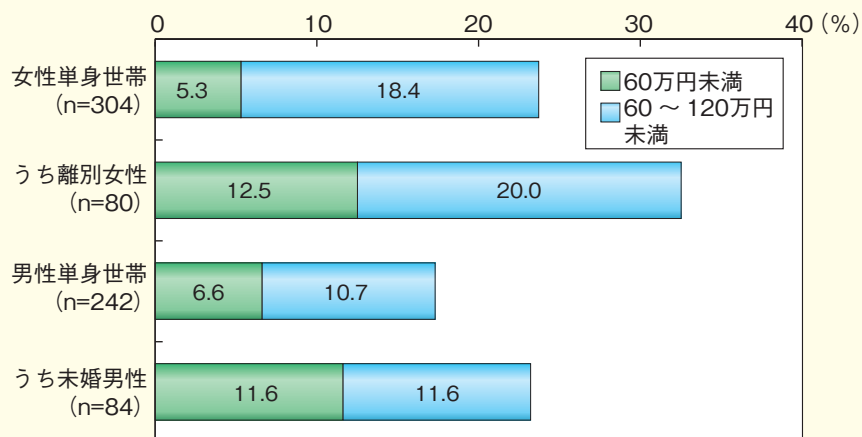
孤立や経済困窮などの問題を抱えやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。特に単身世帯の増加が著しい

第1-4-1図 高齢者等（55～74歳）の本人の就業パターンによる年間収入（平均額）（性別）



- （備考）1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。  
 2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

第1-4-2図 高齢単身世帯（55～74歳）における低所得層の割合（年間収入）



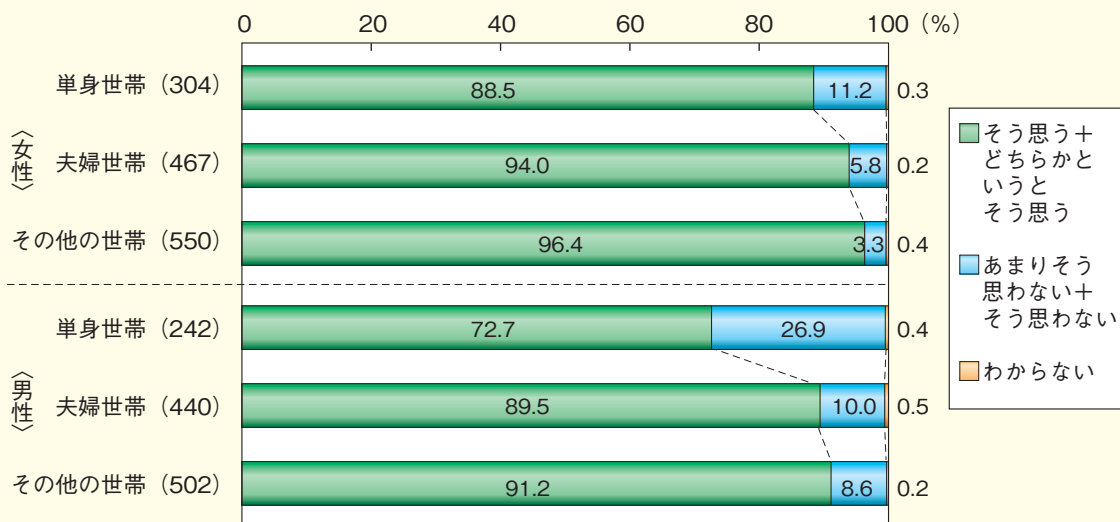
- （備考）1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。  
 2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

のが男性である。約20年後の2030年には男女共に約2割が一人暮らしの社会になると予測されている(第1-4-4図)。

(多様な働き方～非正規雇用の増加)

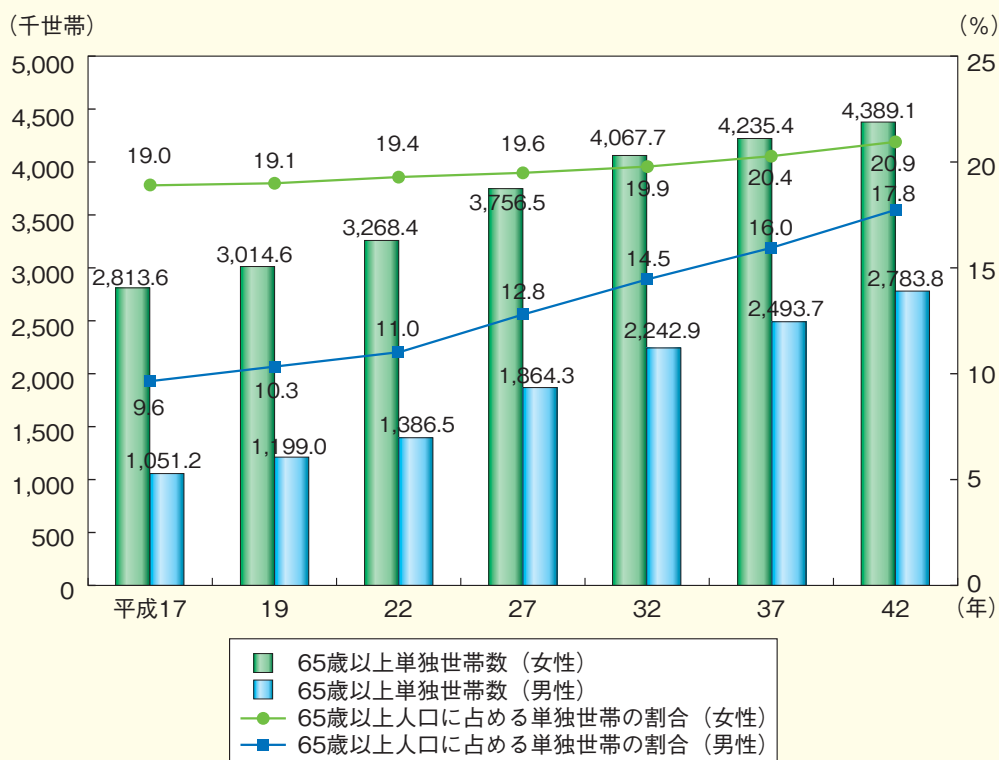
雇用就業をめぐる状況が変化中、非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。中でもその割合

第1-4-3図 話し相手や相談相手がいる者の割合 (55~74歳)



(備考) 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年)より作成。

第1-4-4図 65歳以上単独世帯数の将来推計 (性別)



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成20年3月推計)より作成。  
2. 単独世帯数及び割合は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)の出生中位・死亡中位推計人口より作成。

が高いのが女性で、平成20年は、正規の職員・従業員の割合が46.5%にとどまり、残りの53.5%が非正規雇用である。男性についても非正規雇用の割合は上昇しつつあり、20年は19.1%となっている（第1-特-24図（再掲））。

非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるため、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性がある。

### 第3節

## 高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

### （高齢男女の就業と社会参画）

高齢者の就業といった場合、ともすれば定年後も継続就業する男性のイメージが抱かれがちだが、実は働きたいと考える女性の高齢者も少なくない。総務省「就業構造基本調査」（平成19年）によれば、65～69歳の女性の半数近くが就業意欲を持っており、

「収入を得る必要」を挙げる割合は男性よりも高くなっている（第1-4-5表）。しかし、女性は男性に比べて、就業中断などで就業経験の蓄積や能力開発が不十分であるために、就業希望が実現されにくい現状があるため、高齢者の就労促進には、このような高齢女性特有の状況を踏まえた取組が必要とされる。

また、高齢女性は就労に限らず家庭や地域など様々な場面において蓄積されてきた高齢女性の能力発揮を促進することも重要である。

### （高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境）

女性パートタイム労働者の約2割が、税制や社会保障制度における被扶養者としての優遇措置を受けるために年収や労働時間を「調整している」と回答している（第1-4-6表）。配偶者控除や第3号被保険者制度などは、女性の就業調整や非労働力化を促し、女性自身の経済的自立を阻害してきた側面

第1-4-5表 高齢就業希望者の就業希望理由別割合（性別）

		失業している	収入を得る必要が生じた	知識や技能を生かしたい	社会に出たい	時間に余裕ができた	健康を維持したい	その他
女	65歳以上	3.0%	20.9%	7.9%	5.5%	11.1%	30.1%	20.1%
	65～74歳	3.3%	22.2%	7.3%	5.8%	11.7%	29.8%	18.8%
	75歳以上	1.4%	14.7%	11.2%	4.1%	7.8%	31.6%	26.5%
男	65歳以上	7.6%	15.8%	13.7%	5.4%	10.3%	30.3%	16.0%
	65～74歳	8.4%	16.8%	13.3%	5.4%	11.2%	29.2%	15.2%
	75歳以上	4.3%	11.1%	15.2%	5.6%	6.6%	35.6%	19.8%

（備考）1. 総務省「就業構造基本調査」（平成19年）より作成。

2. 就業希望者とは、無業者のうち「何か収入になる仕事をしたいと思っている者」を指す。

第1-4-6表 過去1年間の就業調整の有無別女性パート等労働者の割合

（「あなたは何らかの年収の調整又は労働時間の調整をしていますか」という質問に対するもの）

調整をしている	22.4%
関係なく働く	22.9%
調整の必要がない	43.5%
その他	2.0%
わからない	7.3%
不明	1.8%

（備考）1. 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査の概況」（平成18年）より作成。

2. 「調整をしている」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整等を行っていることを言う。

3. 「関係なく働く」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当する年収、所定労働時間に達しても関係なく働く場合を言う。

4. 「調整の必要がない」とは、年収、所定労働時間が上記の要件に達する恐れがないほど少ないため、調整する必要がない場合を言う。

がある。その結果、被扶養の女性については、世帯に守られているうちは経済的に安定しているが、離婚等で世帯からいざ離れると再就職等も困難で経済的に厳しい状況になりやすい。

今後の方向性としては、これらの制度について、女性の経済的自立を阻害しない制度への見直しとともに、働き方や家族形態の変化に対応し、多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していく必要がある。

また、ILO条約に規定されている同一価値労働・同一賃金の原則を踏まえつつ、就労における男女の均等な機会と公平な待遇の確保に積極的に取り組んでいく必要がある。

#### （家庭・地域における支え合いの下での生活自立）

高齢単身世帯が主流になる社会においては、地域の支え合いのもとで孤立を防ぎ、病気・災害時の支援はもちろんのこと、日常生活における手助けが得られるような地域社会づくりが重要である。そのため、単身高齢者の自宅生活をサポートする生活支援体制の整備等に取り組む必要がある。

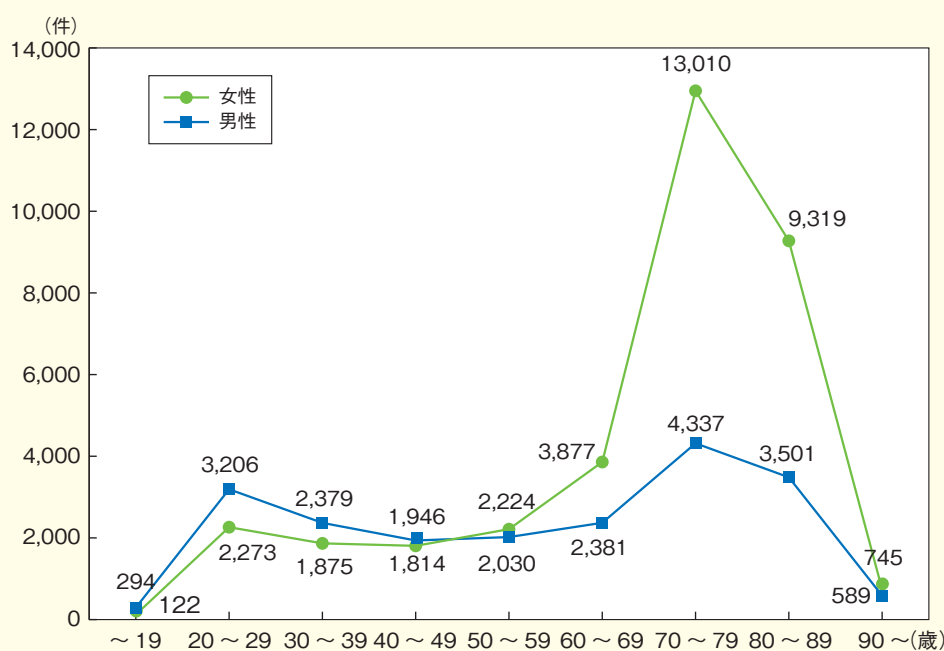
また、高齢女性は、寿命が長いために一人暮らしになりやすいとともに、認知症になる割合も高いことなどから、消費者被害も男性に比べてより多く受けやすい傾向がある（第1-4-7図）。成年後見制度における女性後見人の育成や消費者被害防止相談窓口における女性相談員の配置の充実等、高齢女性を消費者被害等から守るための対策を効果的に進める必要がある。

他方、単身世帯は約4割が借家であり（第1-4-8図）、住宅費の負担が特に低所得層で重くなっている。今後は、高齢者が一人暮らしでも安心して暮らせる住まいへのニーズが一層高まることが予想されることから、低所得者向けの住宅、生活支援や介護を受けられる高齢者向け住宅等の充実に取り組むことが求められる。

#### （性差に配慮した医療・介護予防）

疾患の罹患状況や要介護になった原因には男女間で大きな違いがみられる。例えば、男性については肝疾患や悪性新生物が、女性については認知症や関節性疾患等の罹患率が高い傾向がある。このような

第1-4-7図 判断能力に問題がある人の消費者被害相談件数（性別・年代別）（平成8～17年）



- （備考）1. 独立行政法人国民生活センター「高齢者と障害のある人の消費者相談」（平成19年）より作成。  
2. 消費者相談は、全国の消費生活センター（地方自治体の機関約500カ所）に寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等が契約当事者（契約をした人）である相談」のうち、判断能力に問題のある人が契約当事者であることが明らかな相談。

男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組を進めることは効果的であり、個人のニーズへの対応という観点からも望ましいと考えられる。

### (良質な医療・介護基盤)

介護を必要とする高齢者は、女性が男性の約2.6倍となっている(第1-4-9表)。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高いため、高齢女性の介護は重要な課題である。

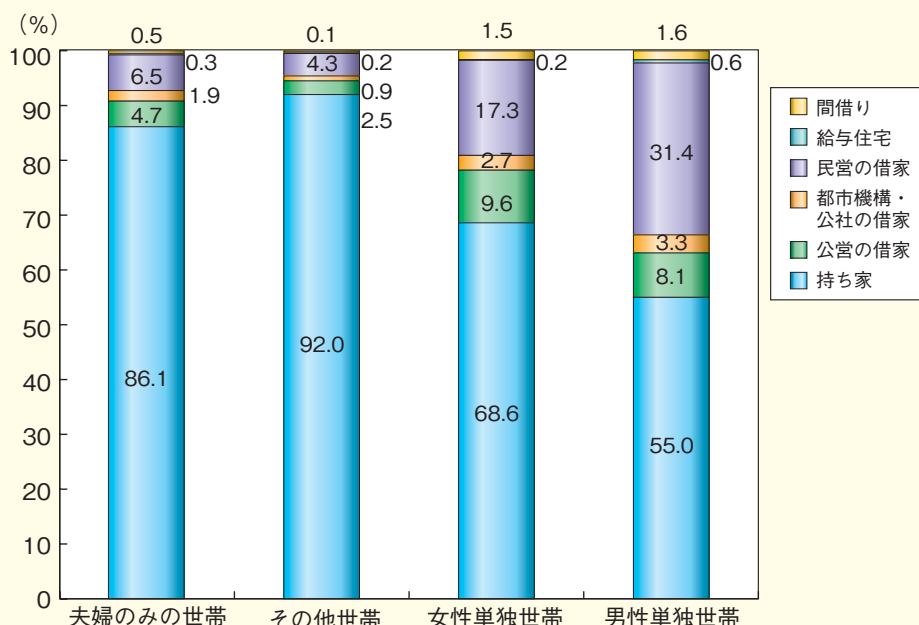
他方、介護の担い手としての女性を取り巻く状況を見ると、家族内の主な介護者の7割は女性であり(第1-4-10図)、老老介護の負担の深刻さも指

摘されている。また、ホームヘルパー等の介護労働者も約8割が女性であるが(第1-4-11図)、介護労働者についてはその賃金等の低さも指摘されている。

すなわち介護は、受け手、担い手の双方の観点からみても、女性にとって重要なテーマであるといえる。

一方、高齢期における自立の維持には安定した医療基盤が不可欠だが、医師不足等の問題も指摘されている。医師における女性の割合は平成18年には17.2%と比較的高くなっているが、仕事と生活の両立が困難な勤務環境が女性医師の継続就業を阻害している。

第1-4-8図 高齢者(65歳以上)の世帯類型別住居の状況



(備考) 総務省「国勢調査」(平成17年)より作成。

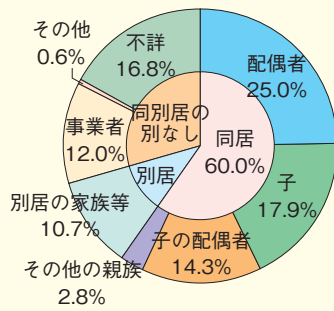
第1-4-9表 介護保険サービスの利用状況(介護サービス受給者数)(性別)

	総数	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数 (65歳以上の受給者数)	3,531.6 (100.0)	329.2 (9.3)	409.9 (11.6)	3.1 (0.1)	606.0 (17.2)	672.3 (19.0)	610.6 (17.3)	501.6 (14.2)	399.0 (11.3)
女性	2,549.3 (100.0)	257.3 (10.1)	313.6 (12.3)	2.4 (0.1)	445.6 (17.5)	457.6 (18.0)	416.3 (16.3)	355.8 (14.0)	300.7 (11.8)
男性	982.2 (100.0)	71.7 (7.3)	96.3 (9.8)	0.7 (0.1)	160.4 (16.3)	214.6 (21.8)	194.3 (19.8)	145.9 (14.9)	98.2 (10.0)

(備考) 1. 厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成20年3月審査分)より作成。  
2. ( )内は総数に占める割合。  
3. 65歳以上の受給者数とは、受給者総数(千人単位)から40~64歳の受給者数(千人単位)を引いたものである。



第1-4-10図 要介護者等からみた主な介護者の続柄

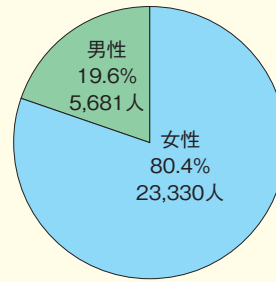


同居の家族介護者の男女内訳 (単位：%)

男性	28.1%	女性	71.9%
----	-------	----	-------

(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)より作成。

第1-4-11図 性別介護労働者割合



- (備考) 1. (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査－介護労働者の就業実態と就業意識調査」(平成18年)より作成。  
 2. 「無回答」は掲載を省略している。

## 高齢者の自立した生活に対する支援

これまでみてきたような高齢男女をめぐる状況を踏まえ、「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」（平成20年）では、政府が講ずるべき取組を5つの分野に分けて示している（第1-4-12図）。

### 第1-4-12図 「高齢男女の自立した生活に対する支援」に関する主な施策

- ◇ 5人に1人が65歳以上の高齢者。そのうち約6割が女性 ◇
- ◇ 急増する単身高齢者。単身高齢世帯数は平成7年の1.8倍に。その約7割は女性 ◇
- ◇ 高齢女性でも就業希望は高いが、希望しても働けない高齢女性 ◇
- ◇ 社会から孤立しがちな単身の高齢男性 ◇

#### 1. 高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組

介護・看護や家族の事情などにより就業中断等が多い一方、地域活動経験等が豊富な女性特有の状況を踏まえた取組が必要。

- 高齢女性を対象とした就業相談・支援体制の充実、高齢女性が活躍できる職業領域の開拓
- 社会参画促進のための女性参画促進アドバイザー等
- 高齢男性の家庭・地域への参画支援講座等の充実（地域デビュー講座等）

#### 2. 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

女性の多様な働き方に中立的な税制・社会保障制度の構築、就労における男女の均等な機会と公平な待遇の確保等が必要。

- 第3号被保険者制度、配偶者控除について経済的自立を阻害しない方向で在り方を検討
- パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大
- 女性の参画加速プログラムの推進

#### 3. 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組

急増する単身高齢者が孤立せず、また、日々、安心して暮らせるための支援が重要。

- 住民による単身高齢者の見守り（高齢者生活支援サポーター（仮称））の仕組みの構築
- 成年後見制度における女性後見人の育成
- 高齢女性の情報格差解消のためのICT講座の開催
- シルバー・ハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅など低家賃住宅の拡充

#### 4. 性差に配慮した医療・介護予防への取組

疾患の罹患状況や要介護状態になった原因は男女で異なることから、男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組が重要。

- 性差により発症が異なる状況に対応した効果的な医療（いわゆる「性差医療」）の推進
- 男女の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくり

#### 5. 良質な医療・介護基盤の構築

女性が多い介護労働者の処遇改善による良質な介護基盤の構築、安定的な医療提供体制の整備が重要。

- 介護労働者が男女共に意欲を持って働きやすい職場環境整備の促進
- 医師不足を解消するための女性医師が働きやすい職場づくり

## 本章のポイント

## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

- 女性の10.8%、男性の2.9%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。
- 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」など、様々な困難を抱えている。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の91.7%が女性。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に183か所（平成21年4月現在）、民間シェルターは108か所（平成20年11月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成20年度に寄せられた相談件数は6万8,196件）。
- 配偶者暴力防止法施行後平成20年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は1万3,496件。

## 第2節 性犯罪の実態

- 強姦、強制わいせつの認知件数は、平成16年から減少傾向に転じ、20年は、それぞれ、1,582件、7,111件である。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.3%。若年・低年齢時の被害が多い。

## 第3節 売買春の実態

- 平成20年中の売春関係事犯送致件数は2,396件で、前年比減少。
- 平成20年中の要保護女子総数は1,794人で前年に比べ減少したが、未成年者が占める割合は24.1%で増加した。
- 平成20年中の児童買春事件の検挙件数は、1,056件で前年比減少。

## 第4節 人身取引の実態

- 平成20年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は36人で、前年比16.3%減少。

## 第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成19年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万5,799件。

## 第6節 ストーカー行為の実態

- 平成20年中のストーカー事案に関する認知件数は1万4,657件。
- 平成20年中のストーカー行為での検挙件数は243件、禁止命令違反での検挙件数は1件。

## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

### (配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)を実施した。本調査によると、これまでに結婚したことがある人(2,435人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から“身体に対する暴行”, “精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”, “性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.8%, 男性2.9%, 「1, 2度あった」という人は、女性22.4%, 男性14.9%, 1度でも受けたことがある人は、女性33.2%, 男性17.7%となっている(第1-5-1図)。

### (様々な困難を抱える被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月

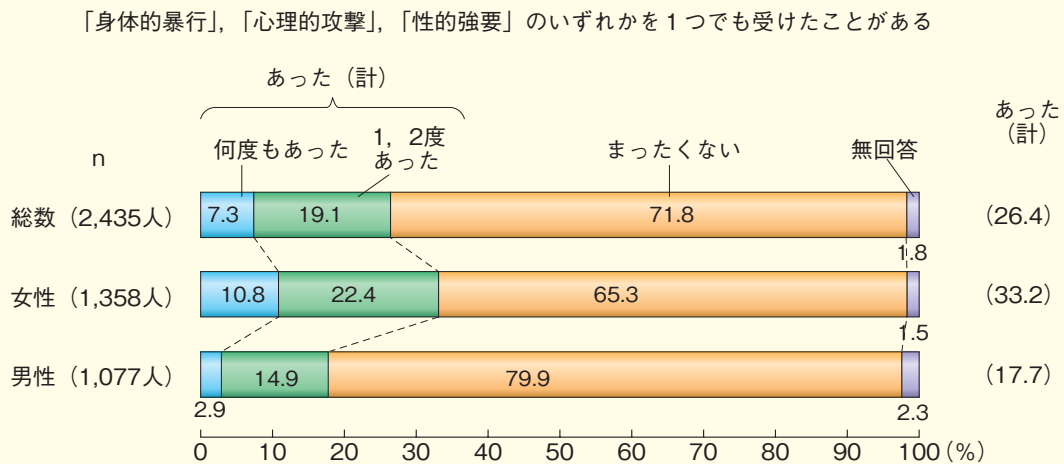
に公表した。調査によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%), 「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難を抱えていた(第1-5-2図)。

### (配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成20年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行は2,584件、そのうち2,369件(91.7%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は200件中126件(63.0%)と、やや低くなっているが、傷害は1,339件中1,268件(94.7%), 暴行は1,045件中975件(93.3%), とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている<sup>4</sup>(第1-5-3図)。

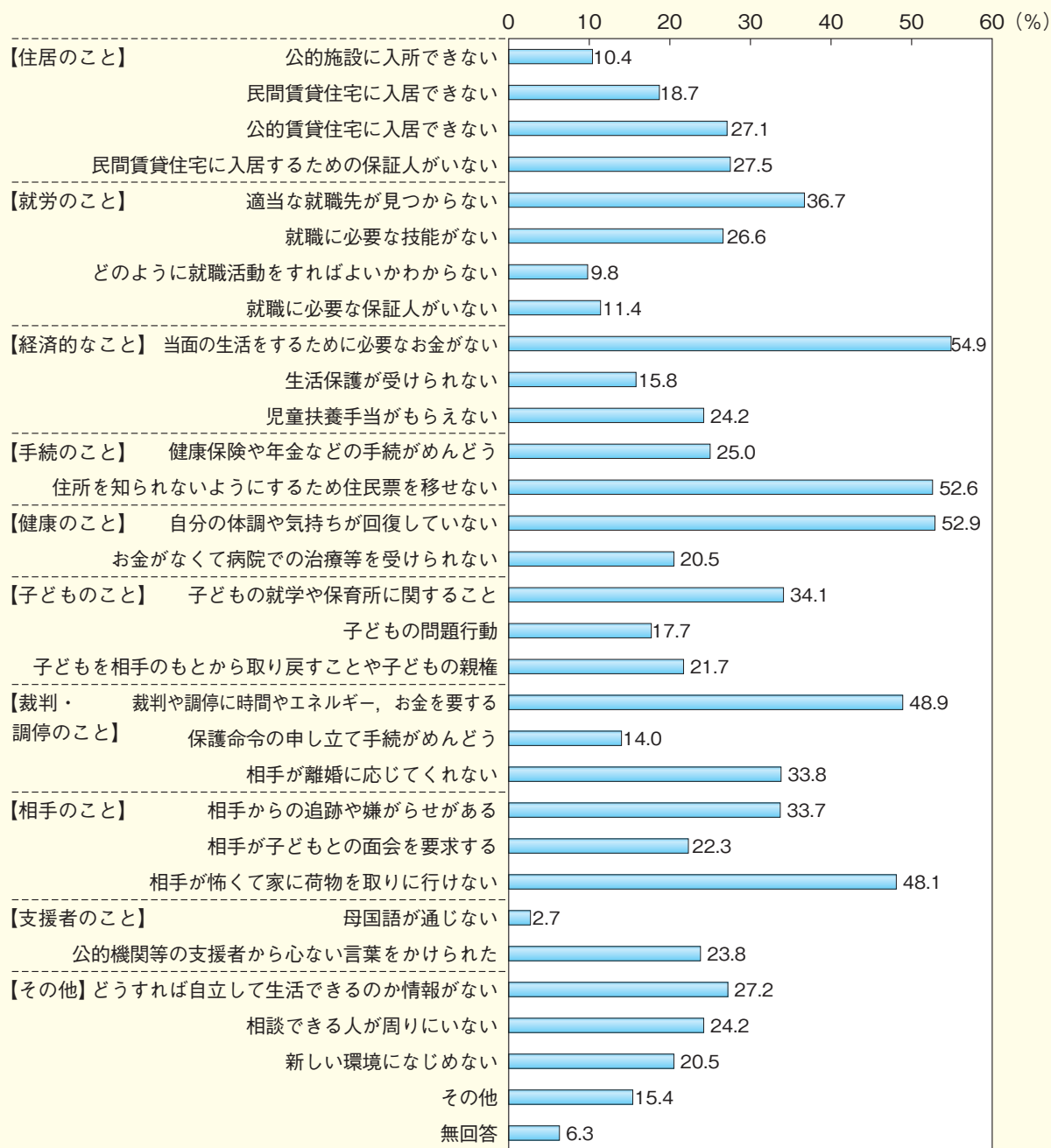
第1-5-1図 配偶者からの被害経験(性別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。  
 2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。  
 3. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。  
 4. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。

4 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑事犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

## 第1-5-2図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月)より作成。

## (増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷害はそれぞれ平成12年以降増加傾向にあり、20年においては、暴行が975件で前年よりも105件(12.1%)の増加、傷害は1,268件で13件(1.0%)の増加となっ

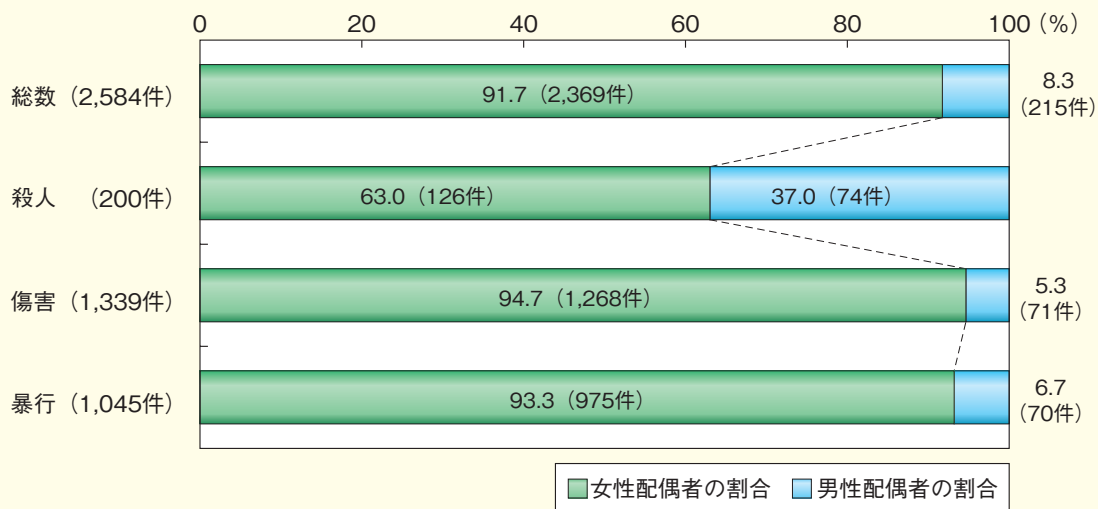
ている<sup>5</sup>(第1-5-4図)。

## (増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成19年度の家庭裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万5,265件、うち妻からの申立総数

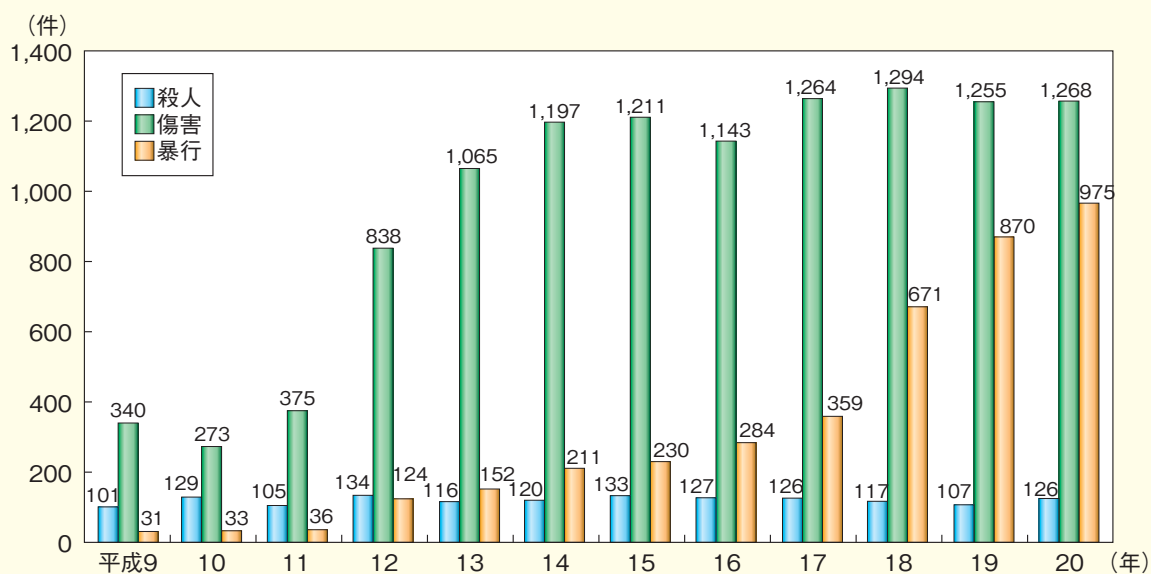
5 注4に同じ。

第1-5-3図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成20年)



(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

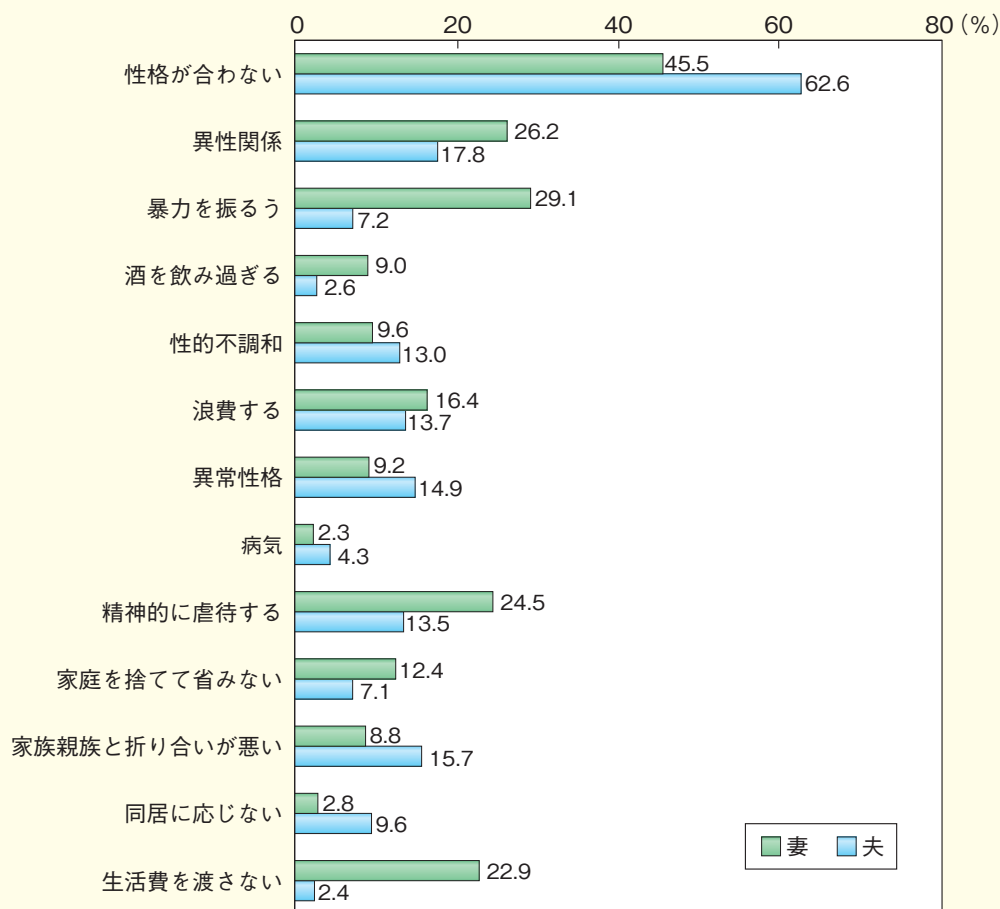
は4万6,066件, 夫からの申立総数は1万9,199件となっている。

「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立件数は, 平成19年度において1万3,394件, 裁判所における既済総数の20.5%(妻からの申立件数の29.1%)となっており, 妻からの申立ての中では, 「性格が合わない」に次いで2番目に多い理由となっている(第1-5-5図)。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月から施行), 14年4月から, 各都道府県は, 婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。19年

第1-5-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成19年度)より作成。  
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計したもの。

7月の法改正(平成20年1月施行)により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。21年4月1日現在、全国183施設(うち市町村が設置する施設は12施設)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。20年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は6万8,196件で、毎年度増加している。また、法施行後20年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、12万6,052件(平成20年の対応件数は2万5,210件)でここ数年、毎年増加している。

(婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

平成19年度中の、婦人相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由のうち、「夫等の暴力」を挙げた割合は、70.2%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由をみると、「夫等の暴力」を挙げた割合はそれぞれ38.1%、54.4%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所は高い割合となっている(第1-5-6図)。

(シェルター設置状況)

シェルター(配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人

相談所は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に50か所（公営23か所、民営27か所（平成20年4月1日現在））、母子生活支援施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全国に278か所（公立163か所、私立115か所（平成20年3月末現在））がそれぞれ設置されている。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。

平成20年11月現在、内閣府が把握している民間シェルター数は36都道府県108か所であり、特定非営利活動法人や社会福祉法人など法人格を有しているものもあるが、約40%（43施設）は法人格を有していない。

民間シェルターは、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

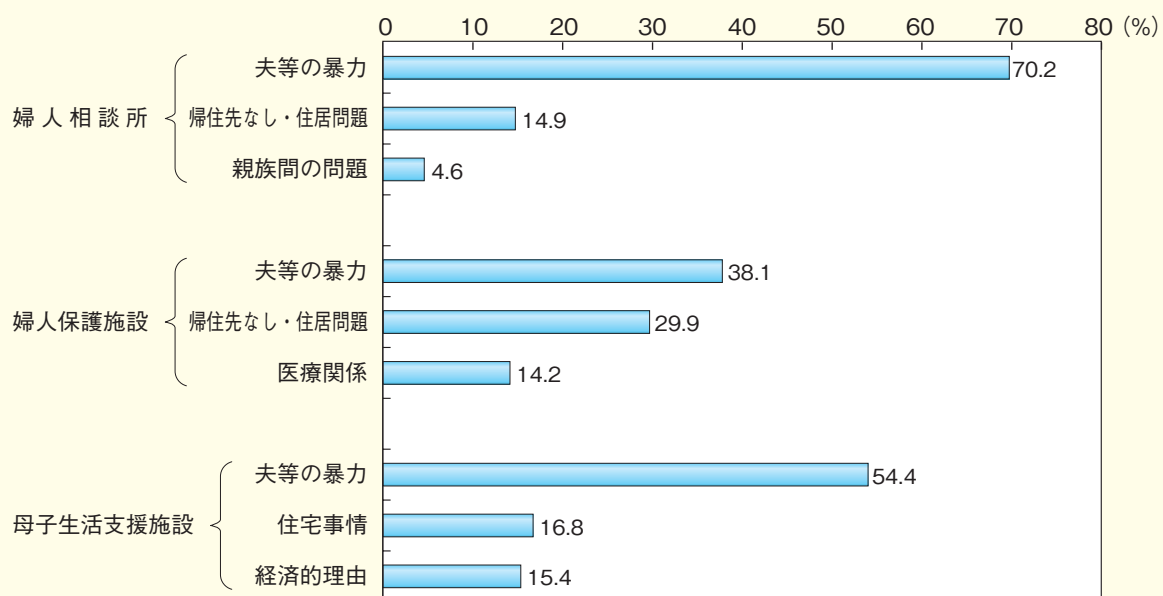
#### （保護命令の申立て及び発令状況）

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

また、配偶者暴力防止法はこれまで、2度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、これまで身体に対する暴力を受けた者に限り、保護命令を申し立てることができたのに対し、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。

保護命令の申立書に、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に相談等をした事実等の記載がある場合は、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所は配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、被害者が相談等をした際の状況等を記載した書面の提出を求めることとなっている。申立書にこうした事実の記載がない場合は、公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しなければ

第1-5-6図 婦人相談所一時保護所（委託を含む）並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由（平成19年度）



（備考）厚生労働省資料より作成。



ばならない。法施行後から平成20年12月末までに終局した保護命令事件1万6,893件のうち、支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは3,150件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは7,583件、双方への相談等の事実の記載があったのは5,515件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは583件となっている。

法施行後平成20年12月末までの間に、裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は1万6,981件で、そのうち事件が終了したのは1万6,893件となっている。終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は1万3,496件(79.9%)、そのうち被害者に関する保護命令のみが発令されたのは7,737件(57.3%)となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて子への接近禁止命令が発令されたのは5,091件(37.7%)、親族等への接近禁止命令が発令された

のは227件(1.7%)となっており、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは441件(3.3%)となっている(第1-5-7表)。

法施行後平成20年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.6日となっている。

なお、法施行後から平成20年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は428件である。

## 第2節 性犯罪の実態

### (強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年から減少傾向に転じ、20年は1,582件であり、前年に比べ184件(10.4%)減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降毎年増

第1-5-7表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数											却下	取下げ等				
	総数	うち、生命等に対する脅迫を理由とするもの	認容(保護命令発令)件数																
			(1) 被害者に関する保護命令のみが発令された場合						(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)		(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)						
			① 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	② 接近禁止命令・退去命令	③ 接近禁止命令・電話等禁止命令	④ 接近禁止命令のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令(事後発令)	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な親族等への接近禁止命令					
平成13年総数	171	153				32		91	0							4	26		
平成14年総数	1,426	1,398				326		798	4							64	206		
平成15年総数	1,825	1,822				406		1,058	4							81	273		
平成16年総数	2,179	2,133				554		1,098	5			55	5			75	341		
平成17年総数	2,695	2,718				190		730	4			1,205	12			147	430		
平成18年総数	2,759	2,769				166		710	8			1,320	4			146	415		
平成19年総数	2,779	2,757				173		640	7			1,364	2			140	431		
平成20年総数	3,147	3,143	519	2,525	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,120	4	218	9	168	450
合計	16,981	16,893	519	13,496	400	101	1,894	360	5,338	39	5	441	0	5,064	27	218	9	825	2,572

(備考) 1. 最高裁判所資料より作成。  
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。  
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される(表1の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である)。  
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。

加していたが、16年から減少し、20年では7,111件と、前年に比べ553件(7.2%)減少している。なお、警察では、女性警察官による事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策を中心とした性犯罪被害者対策を推進している(第1-5-8図)。

(異性から無理やり性交された経験)

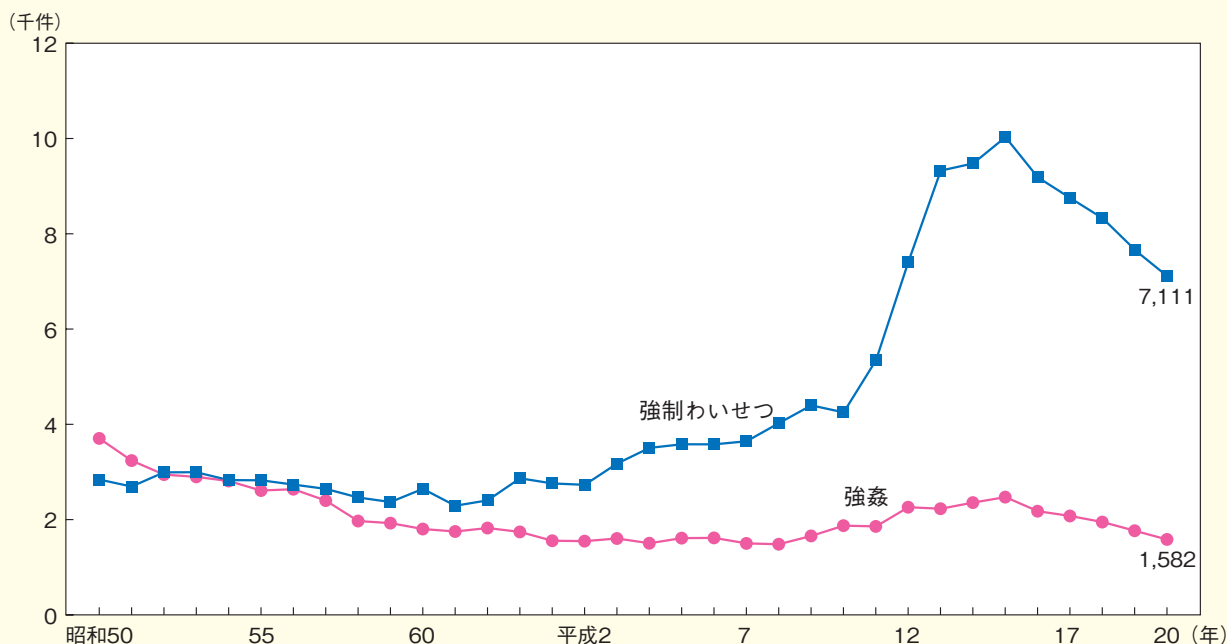
内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)において、女性(1,675人)に、これまでに異性から無理やり性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が3.1%、「2回以上あった」が

4.2%で、被害経験がある女性は7.3%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が38.2%で最も多く、次いで「30歳代」が15.4%となっており、「中学卒業から19歳まで」(12.2%)となっている。「中学生のとき」(4.9%)、「小学生のとき」(12.2%)、「小学校入学前」(3.3%)など低年齢で被害を受けている人も2割程度いる(第1-5-9図)。

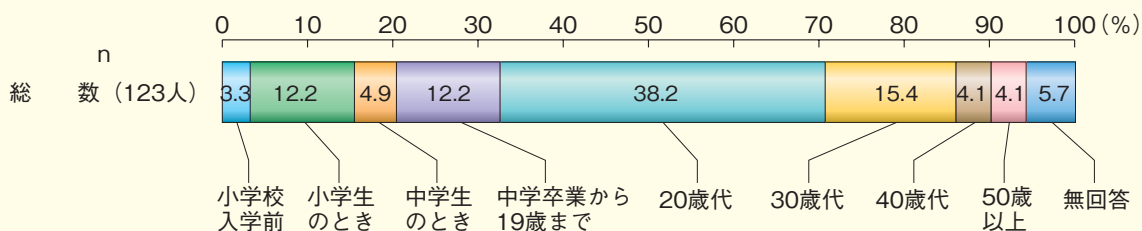
異性から無理やりに性交されたことがあった女性のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は62.6%と6割を上回っている(第1-5-10図)。

第1-5-8図 強姦, 強制わいせつ認知件数の推移



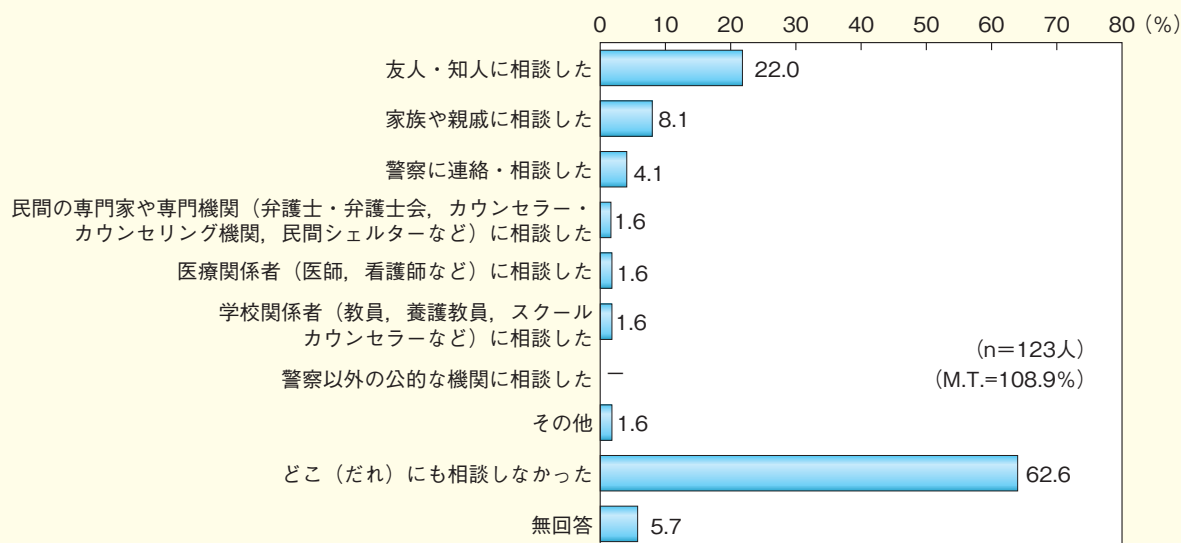
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-9図 被害にあった時期



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

## 第1-5-10図 被害の相談先



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

## 第3節 売買春の実態

## (売春関係事犯送致件数等)

平成20年の売春関係事犯送致件数は2,396件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は1,794人で前年に比べ減少したが、未成年者が占める割合は24.1%で、前年に比べ5.8ポイント増加している(第1-5-11図)。

## (児童買春検挙件数)

平成20年の児童買春事件の検挙件数は1,056件(前年比291件減)であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが531件(50.3%)、テレホンクラブ営業に係るものは46件(4.4%)となっている。

## 第4節 人身取引の実態

## (人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成20年における人身取引事犯の検挙件数は36件、検挙人員は33人であり、検挙人員のうちブローカーが7人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は36人と、前年に比べ7人(16.3%)減少している。被害者の国籍は、タイ18人(50.0%)が最も多く、次いでフィ

リピン7人(19.4%)、中国(台湾)5人(13.9%)の順となっている(第1-5-12図)。

## 第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

## (雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成19年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万5,799件で、前年度に比べ4,697件(42.3%)増加しており、そのうち、女性労働者からの相談件数は8,169件(51.7%)で相談件数の半数以上となっている(第1-5-13図)。

## 第6節 ストーカー行為の実態

## (ストーカー事案の認知件数)

平成20年中に警察庁に報告のあったストーカー事案の認知件数は、1万4,657件で、前年に比べ1,194件(8.9%)増加している。また、被害者の90.3%が女性で、行為者の90.1%が男性となっている(第1-5-14図)。

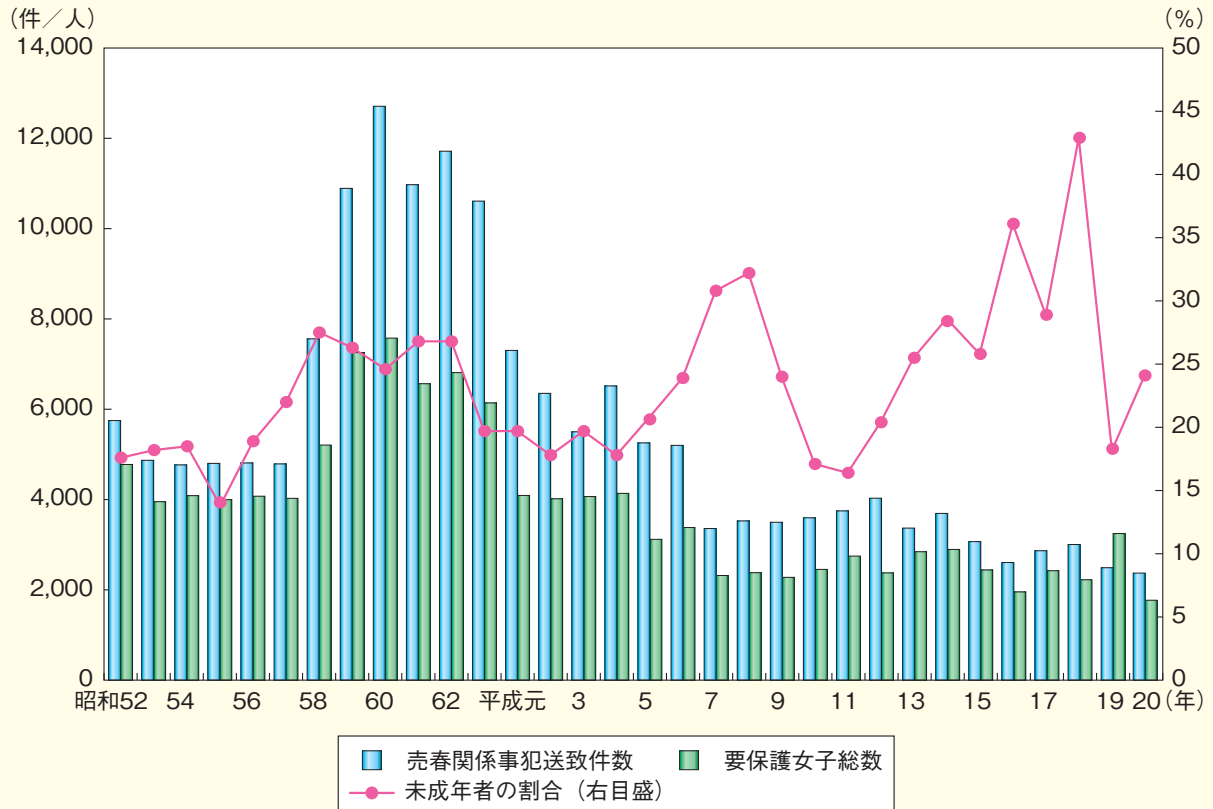
## (ストーカー規制法の適用状況)

平成20年のストーカー行為等の規制等に関する法

律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,335件で、前年に比べ49

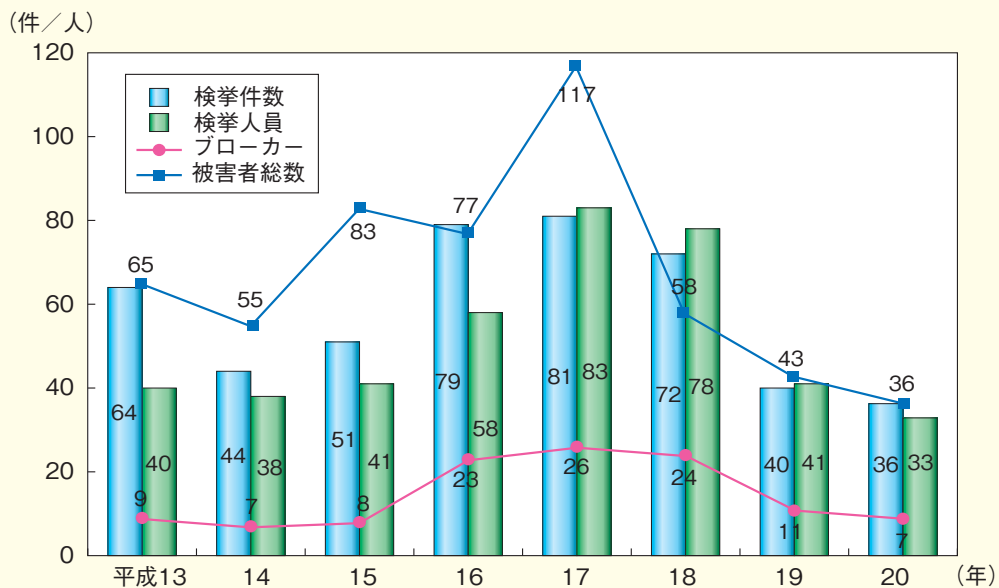
件（3.5%）減少している。警告に従わない者に対する禁止命令は26件発令されている。

第1-5-11図 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-12図 人身取引事犯の検挙状況等



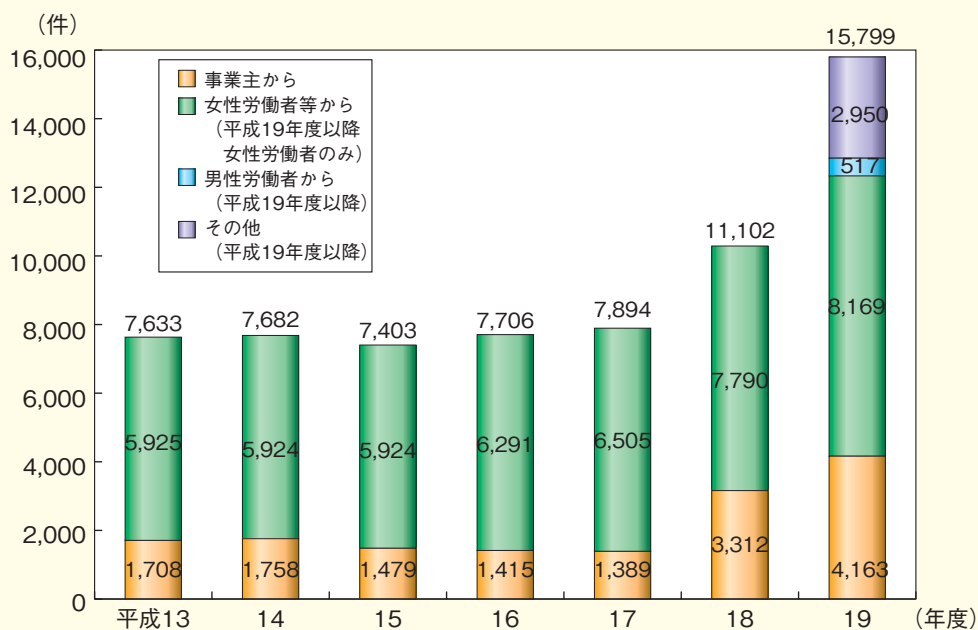
(備考) 警察庁資料より作成。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は243件で、前年に比べ3件増加している。禁止命令違反での検挙件数は1件である。

平成20年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,260件で、前年に比べ119件（5.6%）増加している。援

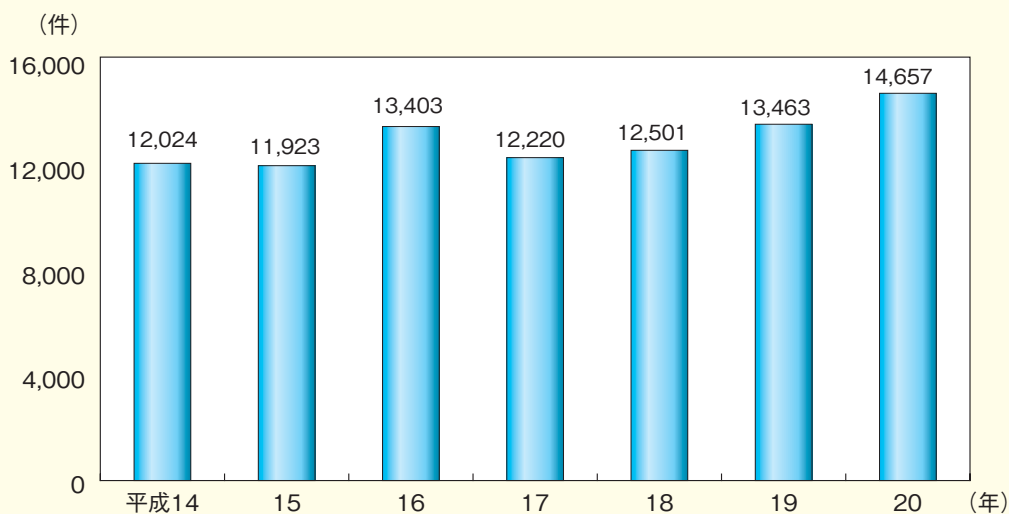
助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,092件（前年比207件増加）で最も多く、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の教示又は貸出しが461件（前年比11件減少）となっている。

第1-5-13図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第1-5-14図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

## 本章のポイント

- 乳児死亡率等の母子保健関係指標については低下傾向にある。
- 平成19年の新規 HIV 感染者数は過去最高。感染が報告された年齢をみると30歳代の割合が高い。
- 肥満者の割合は、男性は30～60歳代では約3割、女性も60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 健康増進法の施行により受動喫煙機会の減少が期待される。
- 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合は年々増加しているが、医師・歯科医師は薬剤師に比べかなり割合が低い。

### （低下傾向にある母子保健関係指標）

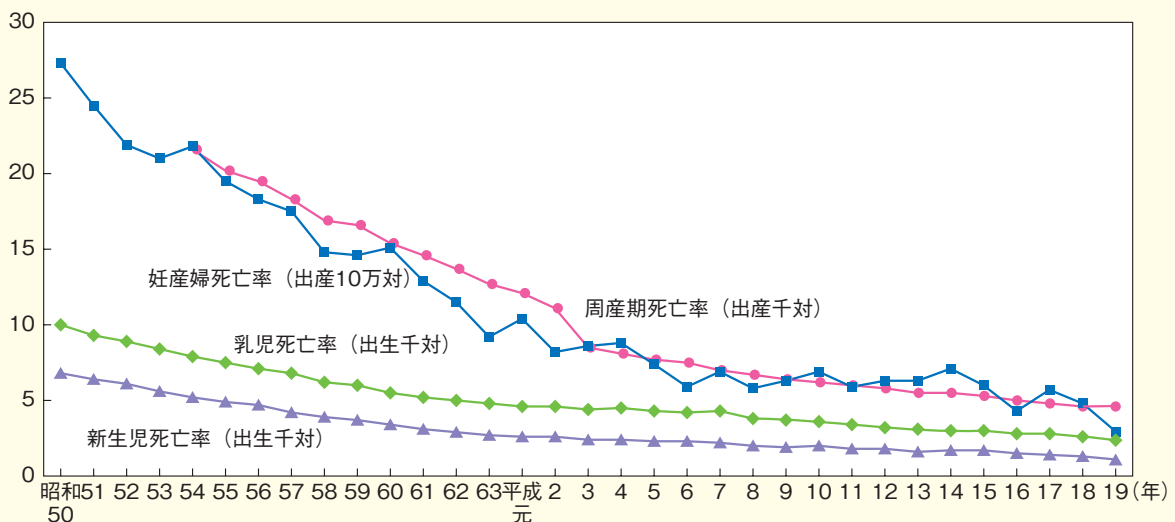
女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成19年までの動向をみると、いずれの指標も総じて低下している（第1-6-1図）。

### （危険が伴う高齢出産）

母の年齢別周産期死亡率をみると、19歳以下の場合に平均より高いほか、年齢に比例して増加傾向にあり、高齢出産にはある程度の危険が伴うことが分かる（第1-6-2図）。

第1-6-1図 母子保健関係指標の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。  
 2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数（妊娠満12週以後）を加えたものである。  
 3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成19年度までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にある。また、20歳未満の件数は昭和50年においては、全年齢に占める割合が1.8%だったのが、平成19年度では9.3%となっており、若年層の全体に占める比重は以前より増加しているものの、件数としては14年度からほぼ半減してお

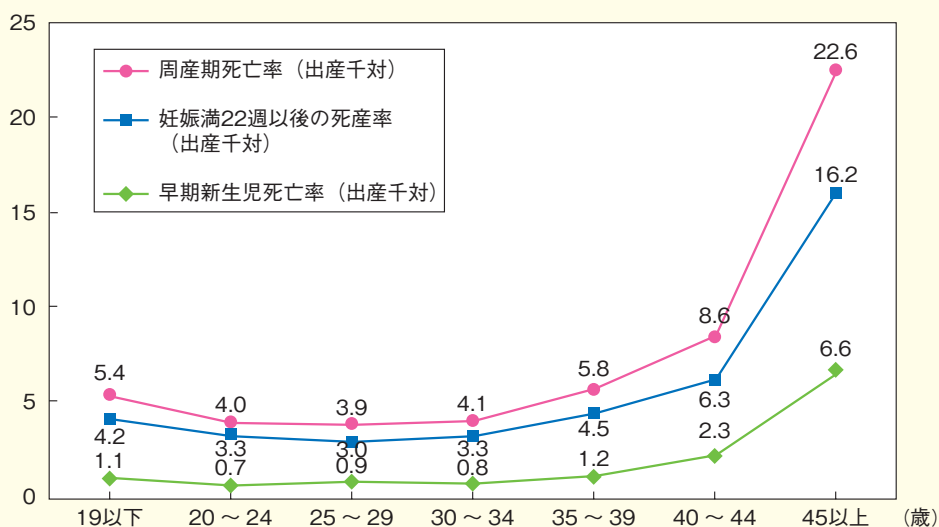
り、着実に減少している（第1-6-3図）。

(若年での感染が多いHIV感染者)

HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している者を指す。一方、AIDS患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシスティス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

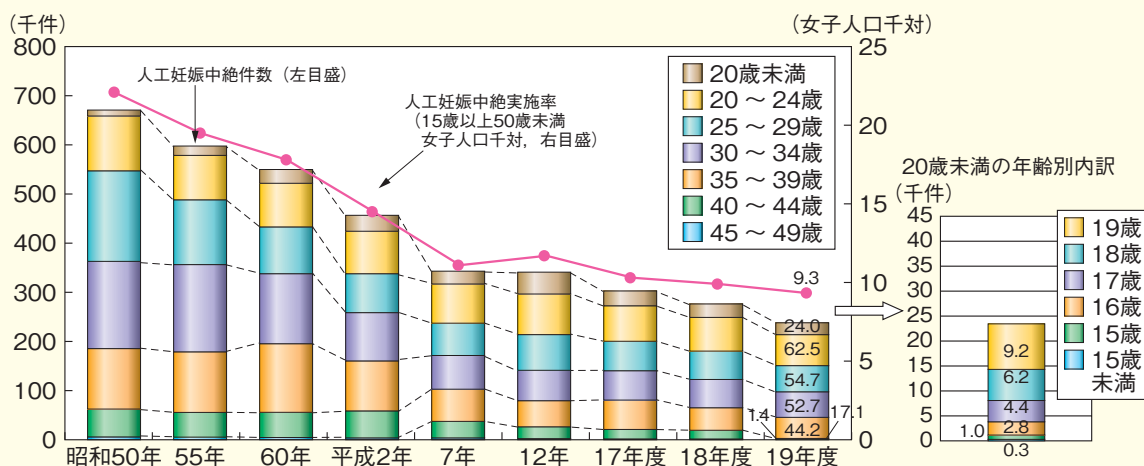
凝固因子製剤による感染例を除いて、平成19年末

第1-6-2図 母の年齢別周産期死亡率（平成19年）



(備考) (財) 母子衛生研究会「母子保健の主要な統計」(平成20年度)より作成。

第1-6-3図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



(備考) 平成12年までは厚生労働省「母体保護統計」、17年度からは「衛生行政報告例」より作成。

までに我が国において報告された HIV 感染者及び AIDS 患者の累計数は、HIV 感染者数9,426人、AIDS 患者数4,468人となっている。

平成19年に新規で感染が報告された HIV 感染者は1,082人（第1-6-4図）、AIDS 患者は418人で、過去最高の報告数となった。HIV 感染者の推定感染地域をみると、全体の87.7%（949件）が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数をみると、20歳代が全体の29.2%を占めているのに対し、30歳代が40.6%を占めており、30歳代での感染が多い。

（女性のがん）

女性特有のがんとして子宮がん、乳がんなどがあり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成17年）でみると、子宮がんは5.3万人、乳がんは15.4万人となっている。

国民生活基礎調査（平成19年）によると、我が国における女性のがん検診の受診率は、子宮がん

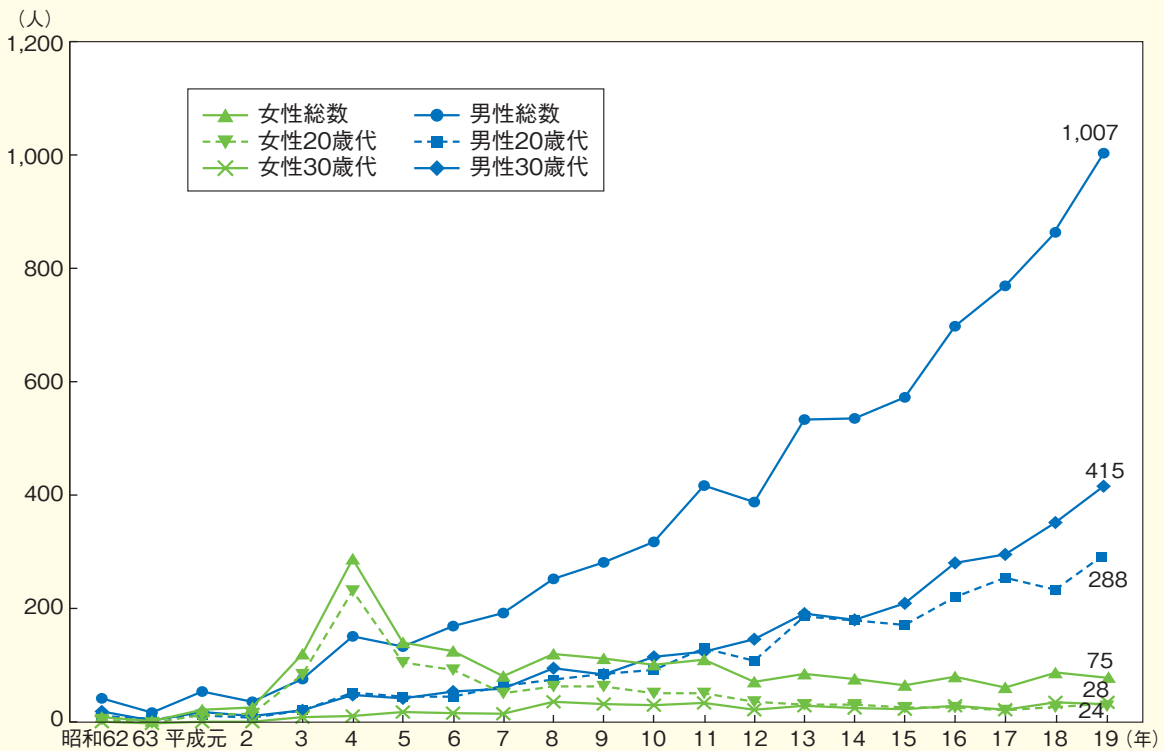
21.3%、乳がん20.3%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。がんは早期発見が重要であることから、より一層、がん検診の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

（健康増進に必要な適切な自己管理）

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成19年国民健康・栄養調査結果の概要」をみると、肥満者の割合は、男性はいずれの年齢層でも20年前に比べ増加しており、30～60歳代では約3割となっている。女性も60歳代まで年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代では3割に近い状態となっている。一方、低体重（やせ）の割合は、20歳代女性のうち4分の1を超えている。平成14年国民栄養調査では、現実の体型が「普通」もしくは「低体重（やせ）」であるにもかかわらず体重を減らそうとしている者の割合が若年層を中心に多いという結果もみられた。

健康に生活するための自己管理について、より一

第1-6-4図 HIV 感染者の推移（性別・年代別）



（備考）1. 厚生労働省資料より作成。  
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。



層適切な情報提供が求められる。

### (20歳代女性で高い喫煙率)

平成4年から19年の喫煙率の推移を男女別にみると、男性は50.1%から39.4%に低下しているが、女性は9.0%から11.0%とほぼ横ばいで推移している。これを年代別で見ると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある一方で、20歳代女性は4年の9.7%と比べ、19年では16.7%とほぼ倍増している(第1-6-5図)。

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受

動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭などでの受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響について広く周知していく必要がある。

### (上昇を続ける女性医師の割合)

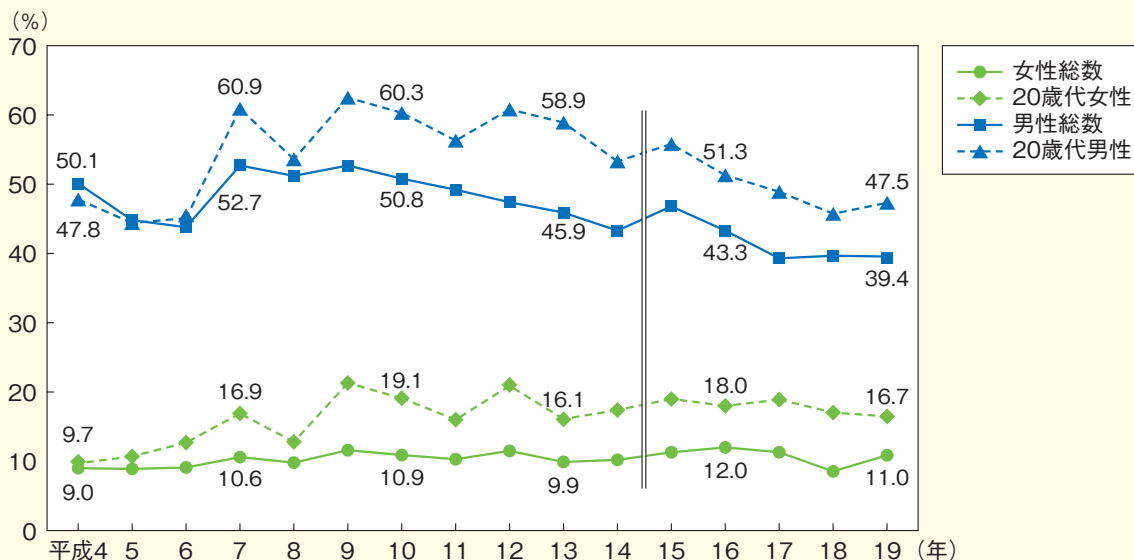
女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加している。

医療施設等で働いている医師、歯科医師、薬剤師における女性の割合はいずれも増加傾向にあるが、薬剤師に比べ医師、歯科医師における女性の割合はかなり低いものとなっている(第1-6-6図)。

女性医師の増加や女性専門外来の充実等により、女性が気兼ねなく医療が受けられる環境が整えられつつある。

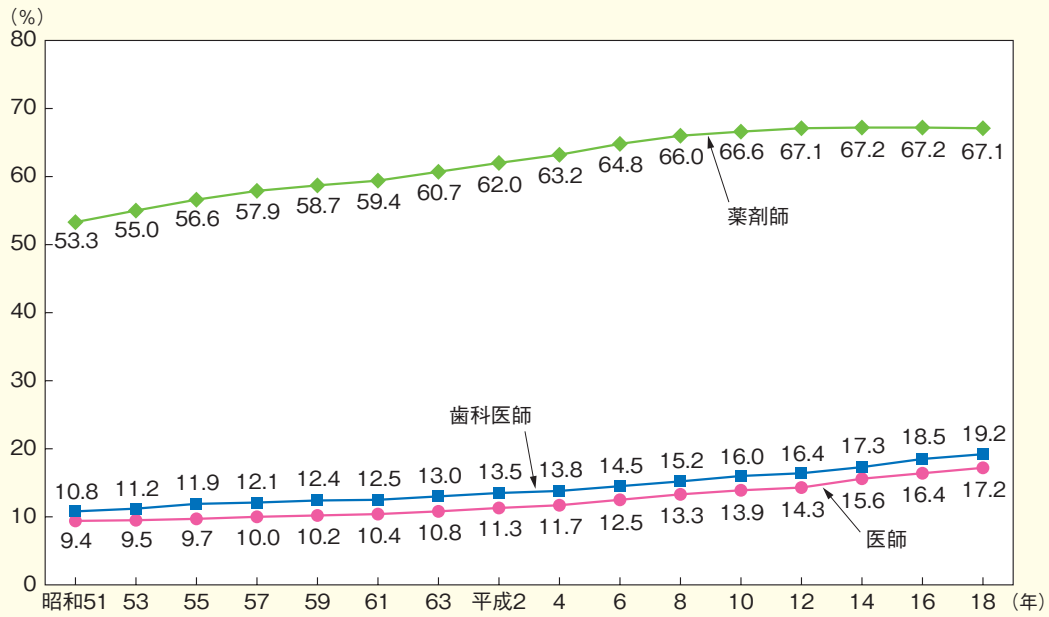
また、医師等が仕事と出産・育児等を両立しやすい環境づくりも求められる。

第1-6-5図 喫煙率の推移(性別・年代別)



(備考) 1. 平成14年までは「国民栄養調査」、15年からは「国民健康・栄養調査」(どちらも厚生労働省)より作成。  
2. 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

第1-6-6図 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

## 本章のポイント

## 第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率をみると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 公民館等の学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合をみると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.2%に上る一方、大学及び大学院教授は11.6%にとどまっている。

## 第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつあるが、欧米の国々と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りがみられる。

## 第1節

## 教育分野における男女共同参画

## （女子の大学進学率は上昇傾向）

平成20年度の学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等への進学率は、女子96.6%、男子96.2%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率をみると、男子55.2%、女子42.6%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の11.5%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学進学率は54.1%となる。近年、大学（学部）への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、ここ数年激減している。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成20年度では男性15.5%、女性7.5%となっている（第1-7-1図）。

## （男女の専攻分野の偏り）

大学（学部）における学生の専攻分野をみると、女子学生が最も多く専攻している分野は、ここ数年は社会科学が一番多くなっている。平成20年では、女子学生全体の27.6%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女

子学生は、工学分野専攻の全学生の10.5%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.4%となっており、男女の専攻分野の偏りがみられる（第1-7-2図）。

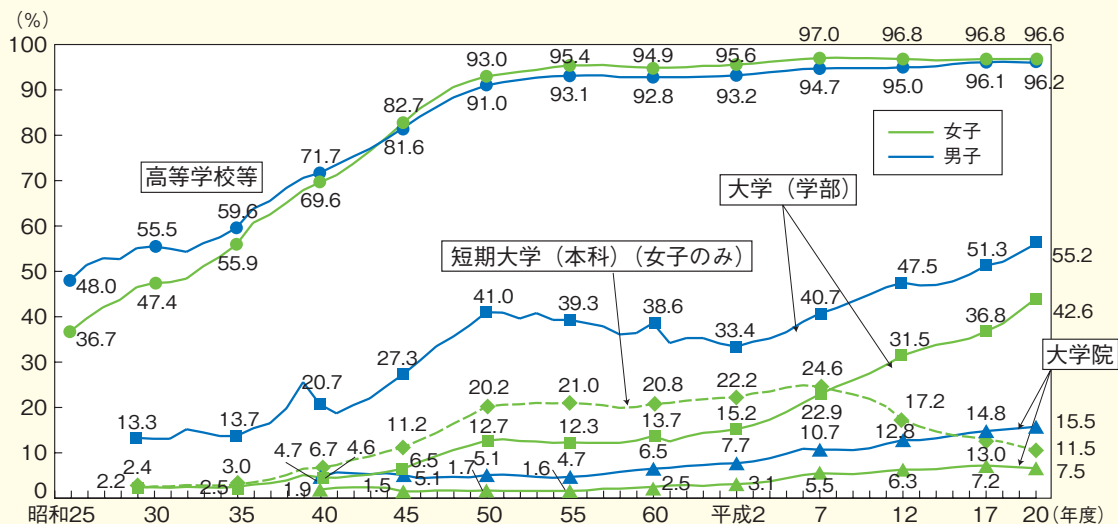
また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では人文科学、社会科学の分野が並んで多く、これに次いで工学、保健、教育の分野が多くなっている（第1-7-3図）。全学生に占める女子学生数の割合について、近年の増加が特に大きいのは社会科学、工学、保健の分野である。また、修士課程における社会人学生のうち、平成20年では女子は半数近い48.1%を占めている。

博士課程では、芸術、教育、人文科学といった分野での専攻が多く、また、法科大学院では、29.6%が女子となっている。

## （社会教育での学習者）

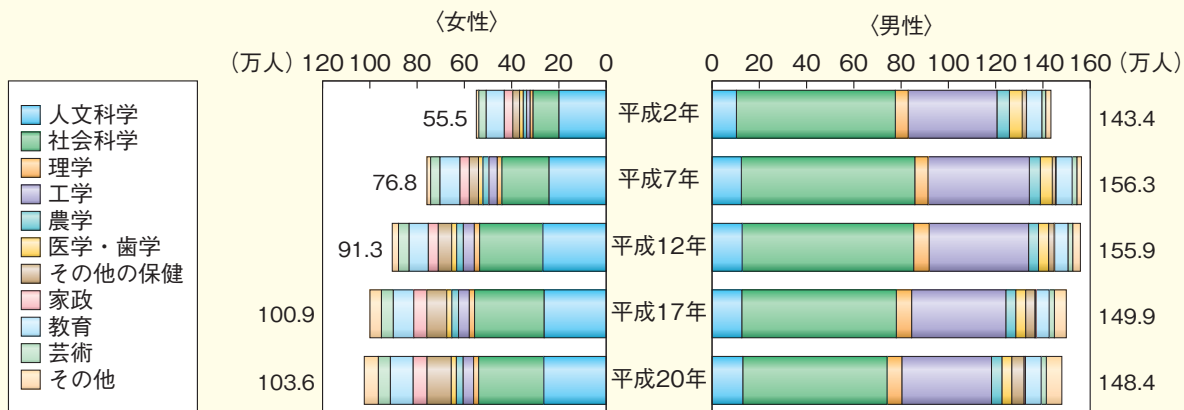
生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」（平成17年度）によると、公民館における学級・講座の受講者のうち、66.6%を女性が占めている。

第1-7-1図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。  
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 4. 大学院：大学学部卒業生のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

第1-7-2図 専攻分野別にみた学生数（大学（学部））の推移（性別）



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

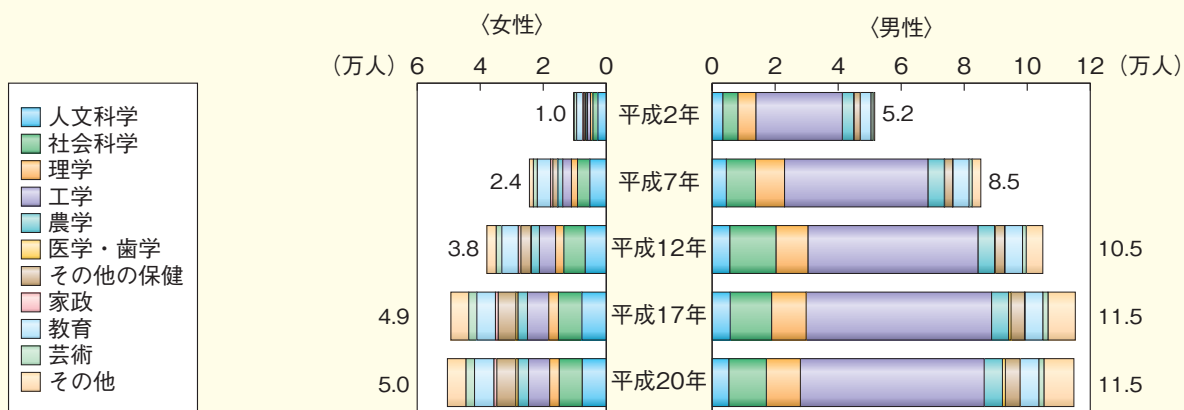
(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が20年には17.8%と大幅に上昇しているのを始め、長期的には上昇傾向に

あるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

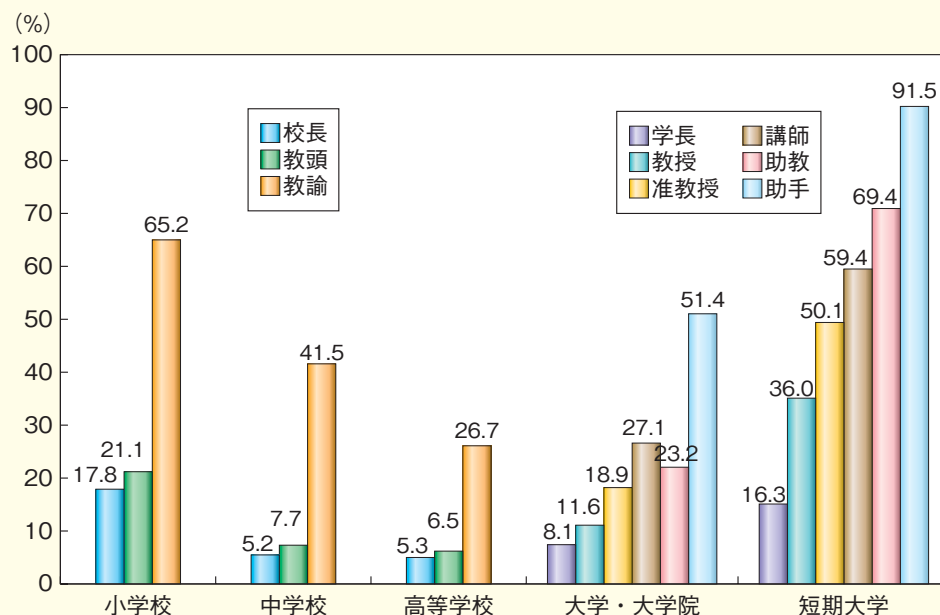
大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合をみても、短期大学では5割近いが、大学では1割台にとどまっております、特に教授、学長に占める女性の割合は低い(第1-7-4図)。

第1-7-3図 専攻分野別にみた学生数（大学院（修士課程））の推移（性別）



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

第1-7-4図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)より作成。

## 第2節

### 研究分野における男女共同参画

#### (女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成20年現在で13.0%にとどまっており(第1-7-5図)、諸外国と比べて低いものとなっている(第1-7-6図)。し

かしながら高等教育段階の女性の割合は、大学の学部41.1%、大学院(修士課程)30.5%、大学院(博士課程)31.1%であり、これらを比較してみても、女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

#### (女性研究者が少ない理由)

男女共同参画学協会連絡会「科学技術専門職にお

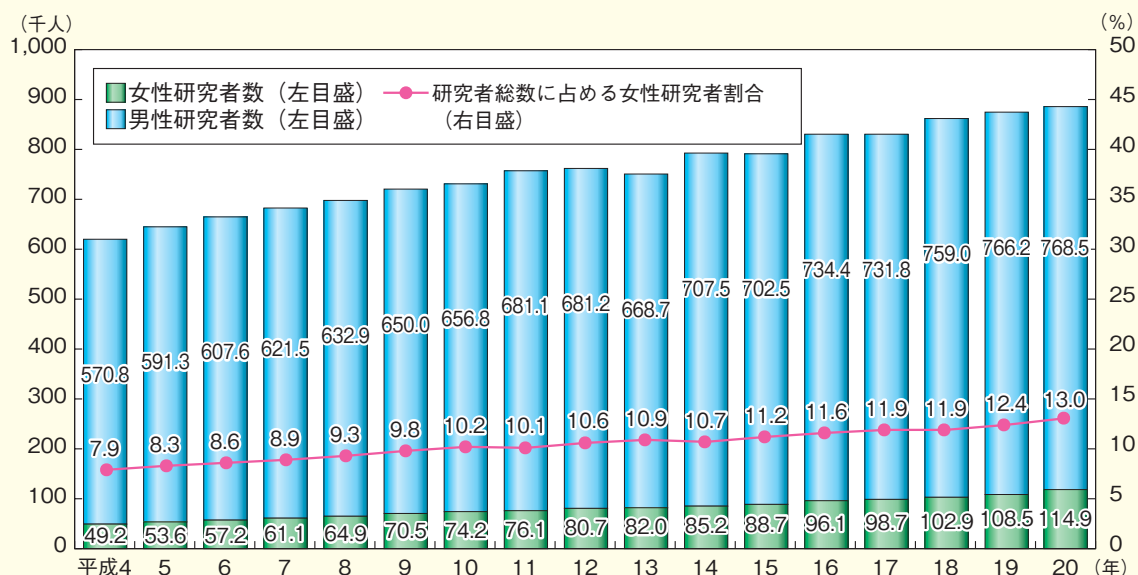
ける男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)によると女性研究者が少ない理由としては、家庭と仕事の両立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であることなどが上位になっている(第1-7-7図)。

### (女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成20年科学技術研究調査報告」によると、研究者の所属については、男性の研究者は、企業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割程度、企業等には3割程度となっている(第1-7-8図)。

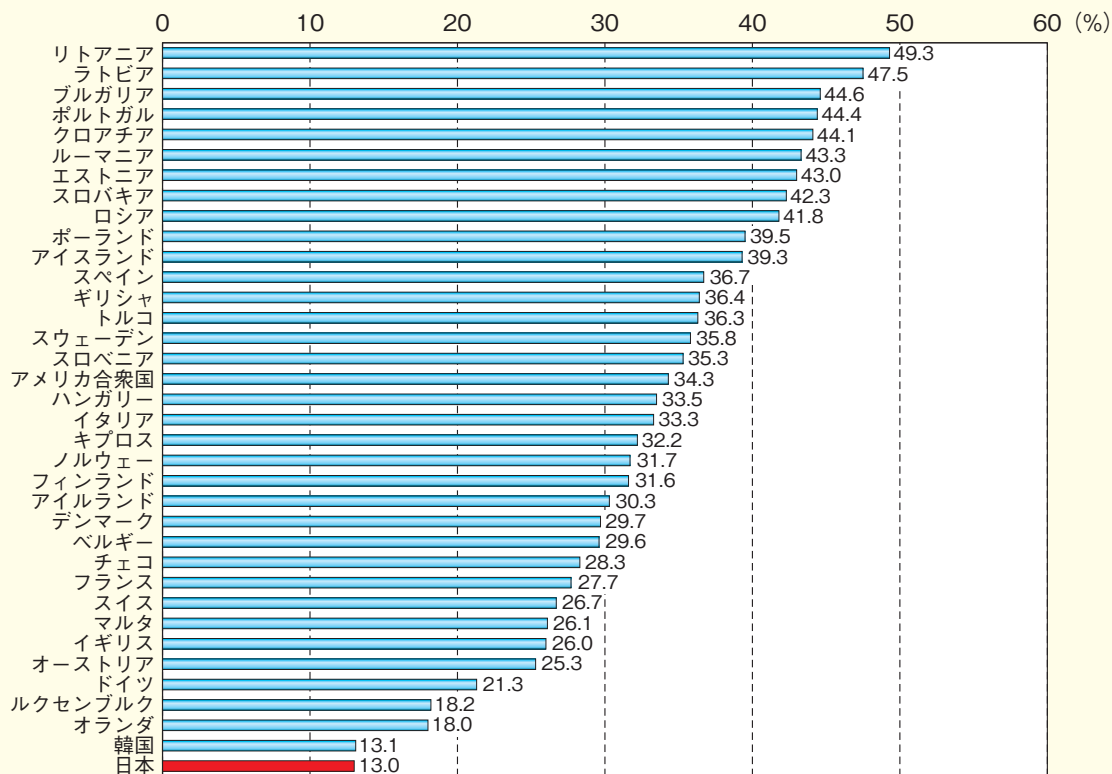
女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、平成20年でも、栄養学などが含まれる医学・歯学以外の保健分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は7.3%、理学・農学分野などでも1割台にとどまっている(第1-7-9図)。また、比較的女性の研究者割合が高い分野であっても、講師、准教授、教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるという傾向がある(第1-7-10図)。

第1-7-5図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



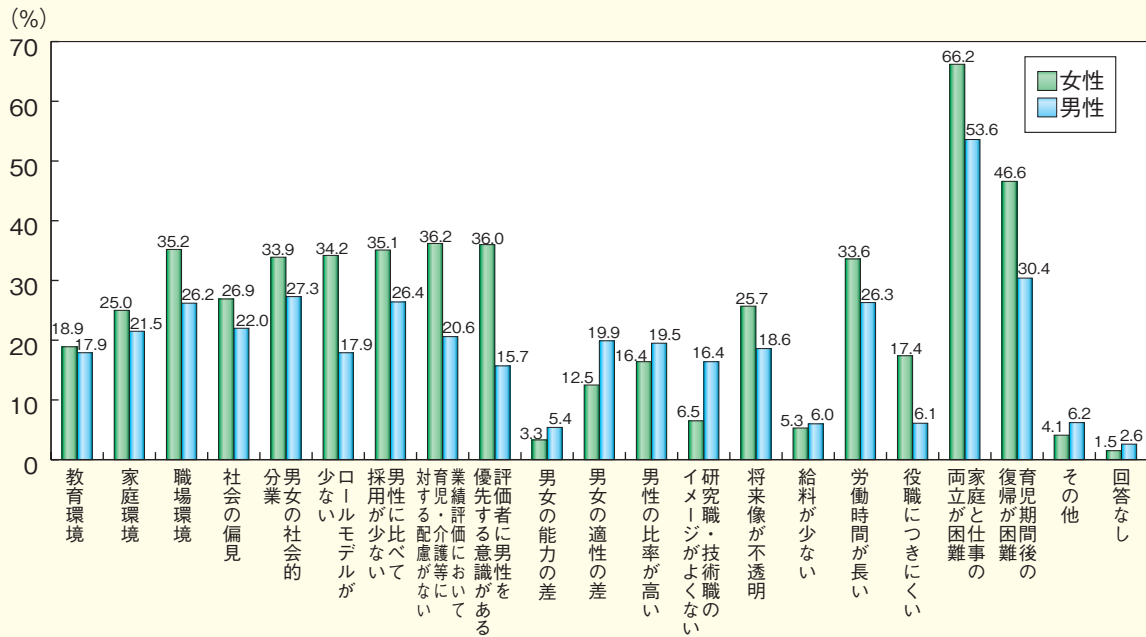
(備考) 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

第1-7-6図 研究者に占める女性割合の国際比較



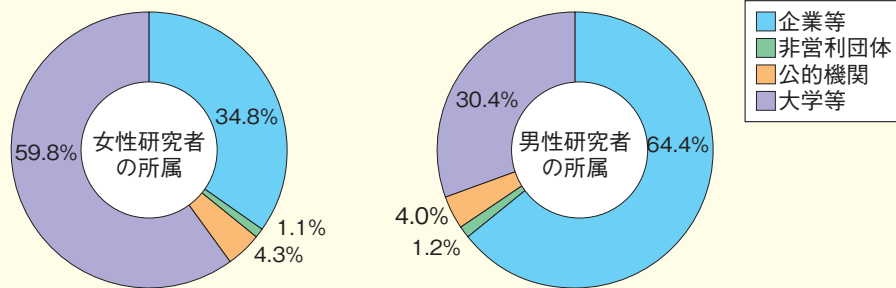
- (備考) 1. EU諸国の値は、イギリス以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。エストニア、スロバキア、ロシア、チェコは2007(平成19)年。ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、デンマーク、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは2005(平成17)年。スイスは2004(平成16)年。その他の国は2006(平成18)年時点。イギリスの値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく(2000(平成12)年時点)。
2. 韓国の数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく(2006(平成18)年時点)。
3. 日本の数値は、総務省「平成20年科学技術研究調査報告」に基づく(2008(平成20)年3月時点)。
4. アメリカ合衆国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

第1-7-7図 女性研究者が少ない理由（性別）



(備考) 男女共同参画学協会連絡会「科学技術専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)より作成。

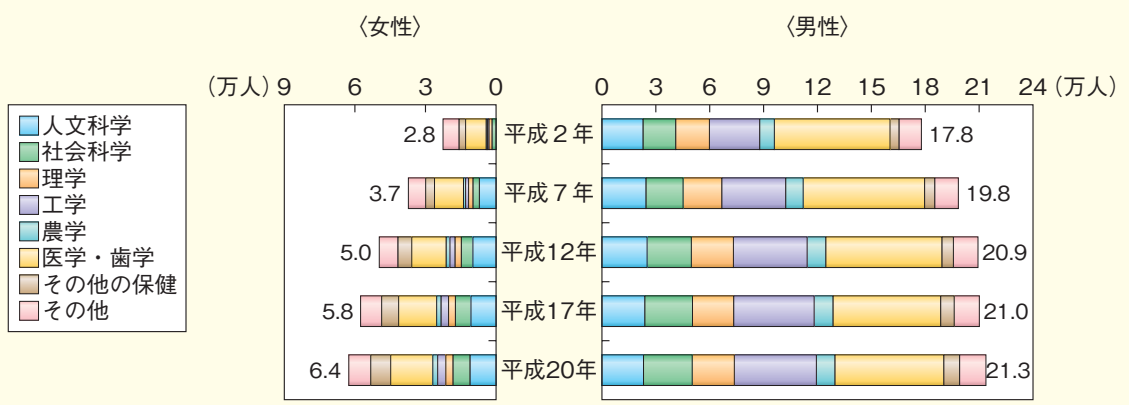
第1-7-8図 研究者の所属機関



(備考) 総務省「平成20年科学技術研究調査報告」より作成。

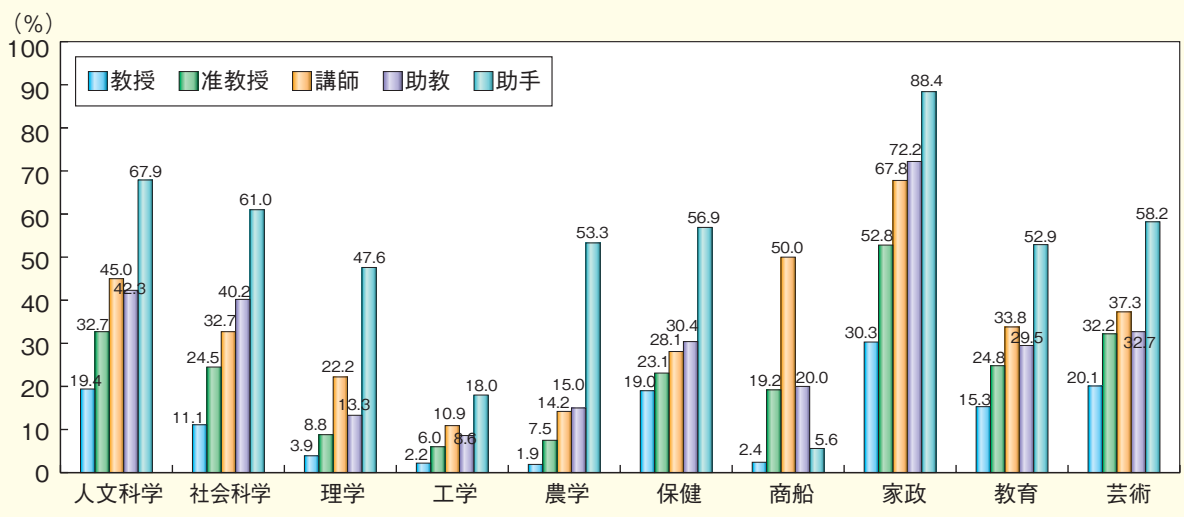


第1-7-9図 専攻分野別にみた大学等の研究本務者の推移（性別）



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。  
 2. 大学等：大学、短大、高等専門学校、大学附属研究所、大学共同利用機関など。

第1-7-10図 大学教員における分野別女性割合



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)より作成。

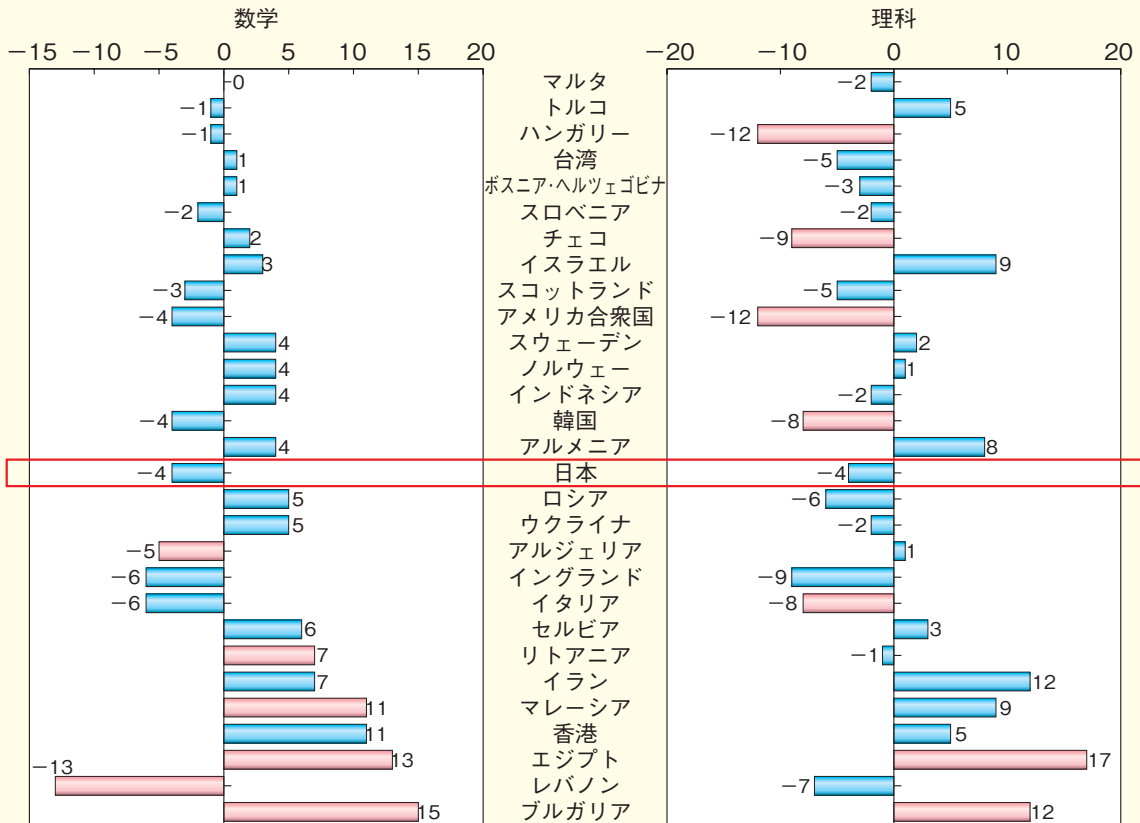
## 理数分野における子どもの学力

大学学部における理工系分野に占める女性の割合や、我が国の研究者に占める女性の割合などは、諸外国に比べ低い傾向にあるが、国際教育到達度評価学会（IEA）による国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2007）の結果（2007年3月実施、2007年12月公表）をみると、我が国の小学4年生、中学2年生では、算数・数学及び理科の得点について、全体として国際的に上位にあり、男女の有意差が認められなかった。

第1-7-11図 TIMSS2007調査結果

		男子(点)	女子(点)	日本順位	前回順位(2003)
算数・数学	小4	568	568	4位/36か国	3位/25か国
	中2	572	568	5位/48か国	5位/46か国
理 科	小4	547	548	4位/36か国	3位/25か国
	中2	556	552	3位/48か国	6位/46か国

中学2年生における男女の得点差（国際比較）



(備考) 1. IEA「TIMSS2007調査結果」より作成。  
 2. グラフの数値は得点差（女子-男子）。赤は得点に統計的な有意差があるもの、青は差が非有意であることを示す。